

横 浜 創 英 大 学

研 究 論 集

第 8 卷

2 0 2 1



横 浜 創 英 大 学

目 次

〔論文〕

原著論文

- 暴力行為の物語的理解
－宮島資夫『坑夫』を題材として－ 小川史 … (1)

研究報告

- 小原國芳の教育思想と人間教育
－玉川学園の全人教育と労作教育－ 田中浩之 木野正一郎 … (11)
佐島群巳

- 地域福祉推進における住民の主体的な活動に関する一考察
－住民の主体的な活動の制度化に伴う期待と課題－ 平野友康 … (19)

その他

- 韓国の保健教師に関する現地調査報告 阿部眞理子 上原美子 … (27)
ラウ優紀子

〔学内特別研究費〕

- 令和元年度 学内特別研究費 研究課題一覧および研究概要 … (33)

- 〔横浜創英大学研究論集規程〕 … (45)

- 〔横浜創英大学研究論集投稿要領〕 … (47)

暴力行為の物語的理解
—宮嶋資夫『坑夫』を題材として—

小川 史¹⁾

Narrative Approach to Understanding Violence
— An Interpretation of Miyajima Sukeo's Kofu —

Chikashi Ogawa¹⁾

キーワード : 物語的理解、暴力、社会的行為

KEYWORDS : narrative approach, violence, social action

抄録

目的：本論文は、暴力、とりわけ暴力へと至る心的過程を考察するものである。

方法：本論文はそれを、1916年（大正5年）に発表された宮嶋資夫の小説『坑夫』の分析を通して示す。小説の特性は何か、ということには様々な議論があるが、ここではその物語的な枠組みを重視している。この小説で作者は、怒りと絶望を暴力へ向けていく一人の男を描いている。本論文では、その過程を作者がどのように物語っているのかを分析する。

結果：作者は、主人公の金次が暴力へと至る段階を六つに描き分けている。これらの段階を物語ることで、作者は暴力の典型的な事態を描いている。同時に、作者自身が自分の暴力的な性向や当時急速に発展してきた日本の資本主義社会での疎外に苦しんでいた。そうした作者の経験を考慮すると、主人公が暴力へと至る物語の構造が、資本主義社会のなかでの疎外の経験を理解する上で重要なものであることがわかる。

結論：作品に見出される、資本主義における格差への憎悪、負の経験の連鎖、強者のイメージといったテーマは、今日的な重要性を持っている。

Abstract

Objective : This paper investigates the psychological process leading to violence.

Methods : In order to clarify the psychological process leading to violence, this paper examines Miyajima Sukeo's novel "Kofu" (1916). In this novel, the author depicted a psychological process of a man, whose anger and despair leading him to violence. This paper investigates the narrative structure of this process.

Results : Miyajima distinguished the six stages which Kinji, the main character of the novel, experienced. In this narrative which Kinji became violent through these stages, Miyajima depicted a typical case of violence. At the same time the author struggled his violent temperament and alienation from society at the time when capitalism rapidly developed in Japan. Considering alienation of the author himself, the narrative structure in which Kinji became violent is important to understanding an experience of alienation in capitalist society.

Conclusion: The themes of the novel, such as the hatred of the disparities in capitalism, the chain of negative experiences, and the image of heroism, are important even today.

1) 横浜創英大学 こども教育学部 Yokohama Soei University, Faculty of Childhood Education

I. はじめに

人間が暴力を振るとき、それはどのような背景のもと、どのようなプロセスを経て暴力行為に至るのか。その考察は、今日ますますその重要性を増している。

II. 目的と方法

本論文は、暴力、とりわけ暴力へと至る心的過程を考察するものである。

本論文はそれを、1916年（大正5年）に発表された宮嶋資夫の小説『坑夫』の分析を通して示したい。小説の特性は何か、ということには様々な議論があるが、ここではその物語的な枠組みを重視している。もし、ある主体が暴力行為へと至る過程が適切に描かれていれば、それは単なる創作上の事柄である以上に、暴力の理解に対して大きな貢献をなすものであると言える。

III. 問題の設定

人が誰かに対して暴力を行使したり、人格を傷つけたりするような行為に向かっていくとき、そのプロセスを理解することは、一見するほど容易ではない。なるほど、表面的な事実を見るだけであれば、これほどわかりやすい現象はないとも言える。誰かが誰かを殴った、刃物で刺した、暴言を浴びせて相手を傷つけた、誰かの所有物を破壊した、などといった事態は、それだけ見れば、あまりにもあからさまな事態であり、誰もがそれを暴力と認め、すぐさま暴力を行使した者に対して道徳的な非難が向けられるだろう。だが道徳的な非難とは別に、その文脈を理解しようとすれば、事態は決してはっきりしたものではなくなる。たとえば、ある子供が友達を殴ったとする。殴られた子供は何も手を出してはいなかった。ここで、ある子供が友達を殴ったという事実、その場に居合わせた者からすれば、明白なものである。だが、なぜその子供が友達を殴ったのかを理解しようとすれば、その行為に及んだ過程が理解されねばならず、事態は明確さを失う。その理解にはまず、その子供の普段の振る舞いや友達との関係性、家庭環境、生育歴、精神状態などといった背景的な知識が求められよう。もしそれらの知識がなければ、その子どもがなぜ暴力行為へと至ったのか、適切な理解をすることはできない。だがそもそも、そうした理解を得ること自体が、それほど容易ではないのである。背景的な知識が揃っても、なぜそれらが暴力行為へと結びついたのかを理解するには、その主体の中での統合の仕方がわからなければならないからである。主体をめぐる環境を主体に外的に

働きかけてくるものと見なす限り、理解は不十分なものであることを免れない。主体の一つ一つの行為は、その主体が独自の仕方でも周囲の環境と関わってきた、その歴史を通して形成されたものであり、主体の関わり方が何よりも問題にされなければならない。ところがそれは、主体の意識、態度、傾向性に関わるものであり、一つの精神的とも呼べるような理解を要請するものであって、独自のアプローチが求められるのである。通常、社会規範に沿って主体が行為を続けているならば、何もそのような理解は特別に要請されないかもしれない。ところが、暴力はそうした社会規範から逸脱したものと見なされるのが普通であり、そこでは理解という困難な作業が強く要請されることになるのである。

このように、社会的行為は、具体的な相互関係を繰り返し経験する中で形成される。主体にとって周囲の社会関係は、たんに外的なものではない。それは、その主体なりの関わりと、周囲にいる人間による応答を通して成立する。そうした社会関係がある暴力行為へとあえて至るまでを時系列的に理解するには、物語的な理解を採用することが適切な方法の一つである（ミッチェル, 1987; ブルーナー, 2004）。物語は、複数の経験を関連付け、そこにひとつの意味を与える働きを有している。もし、ある主体が暴力行為へと向かっていった関係性の軌跡についてひとつの詳細な見通しがもたらされれば、それは、もちろん他のあらゆる暴力のモデルになるわけではないが、一つの重要な枠組みを提供するものとなるだろう。そしてそれが小説から導き出されたものであったとしても、暴力を理解する上での重要な貢献になり得ると筆者は考える。小説の物語的な形式が暴力行為へ至るプロセスを描いていれば、それは、そのプロセスについての作者の一定の認識を示すものであるからだ。

このような観点から、本論文で取り上げ分析するのは、宮嶋資夫の小説『坑夫』である。1916年（大正5年）に発表されたこの小説は、鉱山労働の現場を舞台にした、プロレタリア小説以前のいわゆる労働文学であり、日本の近代文学史上、労働者を主人公にした小説のうち、ごく初期の作品に属する。この小説が興味深いのは、以下の点による。まず、資本主義社会がもたらす格差への憤りをベースとしていること、次に、主人公が暴力行為を加速させていく過程を具体的な関係性の中で明確に描いていること、そして、力強く肉体労働に勤しむ主人公の人物造形に一種の「強者」のイメージが認められるが、それは作者である宮嶋資夫の自己超克と関連性を持っていること、である。暴力が増幅されていった

末に、主人公はその暴力によって命を落とすことになるが、作者は暴力による主体の維持と自己確認がもたらす末路を見通していたかのようである。

すでにこの作品が発表されてから 100 年以上が過ぎているが、そこで提示されている問題は、形を変えて今でも生き残っている。とくにいまこの作品が重要であるのは、それが、資本主義社会から疎外された者が示す暴力的傾向を先駆的に捉えているからである。かつて秋山清は、『坑夫』に「愛の思想が下敷」となった「階級的な怒り」を見たが（秋山,1961）、本論文の見立てはそれとは異なる。『坑夫』は、鉱山労働者の階級的な怒りを示しているというよりは、むしろ社会から疎外された者が「不安定な意識」（国岡,1973）をもちながら暴力的な傾向を強めていく姿を、範例的とすらいえるほど明確に描いたものである。それは、自分を退けた資本主義社会に対し反抗心を抱いている者が、自分を社会のなかで生かせないまま、周囲に暴力を振るいながら、そのことに自己確認を求めていく姿を描いている。それは、今日、きわめてアクチュアルな問題である。『坑夫』がなぜそのような問題を提示できたかを明らかにするには、作品の分析だけでなく、この作品を執筆した当時の宮嶋資夫の社会的境遇をも考え合わせなければならないだろう。

以下では、まず作品の主人公・石井金次が暴力的な傾向を強めていく過程を小説の筋に即して明確にする。次に、その性格について検討を加え、金次の暴力に対して先行研究ではどのような解釈が取られてきたのかを検討する。そのあとで、作者である宮嶋資夫の精神状況に踏み込み、暴力との関連性を考察する。

IV. 作品の分析

1. 主人公の性格設定および暴力行為へと至る過程

ここでは、『坑夫』の主人公である石井金次の人物像と物語のあらすじを、本研究の関心に沿ってまとめてみたい。なお、引用にあたっては、慶友社から発行された『宮嶋資夫著作集』を使用する（初版は発禁処分）。

『坑夫』は、当時の社会のなかで最も過酷な労働環境であった鉱山労働を取り上げている。金次は、鉱山労働者の子供として生まれ、自分自身も鉱山労働者として成長した人物として設定されている。金次は、力が強く、独立心が旺盛である。鉱山で要求される肉体労働に対して、金次は、肉体を行使したことで得られる喜びを感じている様子も伺える。こうした力強さは、本人の自尊心を支えていると同時に、物事の見方をも規定している。いうなればそれは、

金次のアイデンティティとなり、彼の道徳的な判断の根拠にもなっている。物語では、自分の置かれた環境に対する否定的な感情が生まれ増大していくことになるのだが、金次の人間形成はまさにその鉱山を通して培われたものであり、たとえ鉱山に対して否定的な感情を抱いたとしても、もはや別の自分と取り替えることはできなくなっている。だからこそ、金次には深い苦悩が生まれることになる。以上が、金次のおおよその人物像である。

では次に、金次が暴力的な行為を形成していく過程を作品に沿って見てみよう。『坑夫』の物語は、金次の憎しみと暴力が順を追って増幅していく物語であり、作者の宮嶋はおそらくそれをかなり意識的に示している。以下、段階に分けてまとめてみたい。

【第一段階】

物語の発端は、金次が自分の生育環境以外の、より良い境遇があることを知り、それに羨望を覚え始めたことにある。彼は、人伝てに都会の華美な姿を聞き知る。そして、いつ死ぬかわからない過酷な労働環境とは違う、美しく安楽な都会の生活を思い、それに憧れる。青年になったとき、彼は自分の足で都会へ行き、自分の生育環境との違いに驚きを感じる。「寂しい単調な山奥で、獣の住むやうな茅小舎や汚れくさった長屋に侘しい日を送る自分達の果敢なかつた暮しに比べて、都に住む人ばかり生甲斐のある日を送つてゐるやうにも思つた」（宮嶋資夫,1983a. 以下、『坑夫』の引用は同じ）。都会は「初めて見る彼れの目を驚かすには十分の力をもって」おり、山奥の暮らしに比べて「生甲斐のある日を送っているように」思えた。金次は、都会というものを強烈な形で体験し、はじめて自分が置かれた環境との差に気がつくのである。彼は都会で働き口を探すが、「工夫か土方」といった、坑夫と変わらないものしかなかった。結局、「嘲笑と侮辱と失望の外には、遂に何物も得られ」ず、ふたたび山へと帰ることになる。これは金次にとっては一種の挫折経験であったと言ってもよい。だが彼はその経験を通して、仲間への連帯心を示すようにもなっている。金次は、「著しく沈鬱に怒りつばい人間」になったものの、賃金の揉め事があるときには「仲間の事まで買つて出た」。彼は口癖として、「坑夫だつて人間だ、石蓋を被つて働いて馬鹿にされてたまるかい」と言うようになった。

このように、金次は都会の生活に同化したかったが果たせず、資本主義の矛盾を身をもって体験することになった。生育環境は自分ではどうすることもできないものだが、それは社会のなかでは著しい差

異をもっている。彼はそれを強烈に感じ取ってしまったのである。これが第一の段階である。

【第二段階】

次に示されるエピソードは、金次と鉱山主とのある個人的な約束に関わる出来事である。ある冬、鉱山で「見込みのある金の旧坑が発見され」、もしそれが売れるだけのものであることが突き止められれば礼をすると鉱主と言われた金次は、さびれた鉱山の坑道を探索する。彼は過酷な探索の結果、鉱山が売れることを突き止め、春になって、商人を連れた鉱主を何度も案内する。その後、鉱山は売れ、鉱主は巨万の富を得ることになった。だが、金次が受け取った紙包みには「十円紙幣が十枚あった計り」であった。彼は、「初め鉱主の誓った言葉を思うと憤怒の情に堪えなかった」。金次は怒りにかられ、匕首をもって鉱主を訪ねるが、危険を察した鉱主は逃げ出してしまう。こうして、金次は反抗心を募らせていく。これが第二の段階である。ここでは、惨めな境遇から抜け出したいという金次の感情と、約束を反故された経験から、資本家への憎しみを強めていく経過が示されている。

【第三段階】

決定的な出来事は、金次がある鉱山暴動（足尾暴動）に参加したときのことである。この暴動で、彼は勇敢に闘ったことになっている。彼は「暴動の主唱者よりも勇敢に闘った。手から離れると直ぐ爆発する導火線の短いダイナマイトを投げつけ、家を焼き人を傷つけて、血と火の漲る叫喚の裡に、全身に充ち渡った反抗の念を溶け込ました」。その後、暴動は軍隊によって鎮圧され、金次は逃亡する。ところが、金次は暴動後に彼を匿うことを恐れて共に働くことを拒絶する坑夫の姿を目の当たりにする。「彼れの兄弟分や仲間達は彼れを隠匿することを恐れ」という「けちな態度に出会って」金次は鉱山を追い払われてしまう。彼は、大暴動によって「仲間に多くの利益を与えられたとも信じていた」が、仲間の態度はおよそ金次が期待していたものとは違うものだった。それ以来、彼の憎悪は、資本家や都会の生活ではなく、むしろ仲間の坑夫に向けられるようになる。「味方と思っていた人々に裏切られた孤独の寂しさは、彼れの心を攪き乱した。そしてその仲間に対して抱くようになった新しい反感は、曾つて社会や資本家に対して、おぼろげに抱いていたそれよりも更に激しく強かった」。このように、社会や資本家への憎悪が仲間へと方向を変えていく。これが第三の段階である。

【第四段階】

自棄的な精神状況に陥った金次は、渡り歩く先々の鉱山で仲間の妻を性的に暴行したり、刃傷沙汰を引き起こしたりするようになる。あるとき、坑夫仲間である前高の妻・お芳を暴行する。その翌日、前高とあいさつを交わしたとき、彼は次のような考えを抱く。「石井は前高の人の好い顔を見たときは、気の毒の思にも打たれた。がまた、彼んな奴に限って友達がいくら難儀していても知らん顔をして、事務員の機嫌ばかり大事に取る奴だ」と思うと、却って小気味のいい気になって後姿を見送った。その目には勝ち誇った色が浮かんでいた」。このとき、金次は自分の行為の不当さを意識している。だがすぐにその念は消えてしまい、前高を「友達がいくら難儀していても知らん顔をして、事務員の機嫌ばかり大事に取る奴」であると見なししてしまう。前高がそのような人物であるという根拠はなく、ただ金次が過去の経験からそのように見なしただけに過ぎない。にもかかわらず、そう見なすことで、彼の行為は心理的に正当化されてしまう。ここには、彼の過去の屈辱的な経験からくる認識が自分の行為を正当化する、ある心的なはたらきを見ることができる。その後、金次はお芳に恋慕の情を抱くようになり、お芳と一緒に鉱山から逃げようと誘うのだが、お芳の拒絶にあい、一層自棄的になっていく。これが第四の段階である。

【第五段階】

金次はある夜、酒を飲んだ後、次郎という野良仕事の片手間に床屋を営む男の家を訪れる。次郎は「四十近い頼間な顔に狐のやうな狡猾さを持つてゐる男」であり、おすがという「六十近い婆さんの男妾」をしている。金次は「男妾」という存在を「強盗より憎いもの」とみなしており、このとき次郎に言いがかりをつけるために床屋を訪れた。だが唐突に訪れて無茶な要求をしてくる金次に対して次郎が抵抗の姿勢を示したことから、金次は次郎を匕首で刺してしまう。「彼れは日頃から嫌ひな次郎を切つた事を思ふと、胸に蟠つてゐたもやもやした想ひが、溜つた膿でも押出してつたやうに、溢れ出た後の清々しい快さを感じるのであつた」。ここで金次は明らかに鬱屈した感情を晴らすために次郎を襲っている。暴力の対象となった二郎に対して、金次はほとんど何の関わりもなく、単に男妾であることへの嫌悪から暴力に及んでいる。だが同時に、彼は次のようにも思う。「何処へ行つても結局は血を見るやうな事に終らなければ止まない、荒々しい自分の性

質を悲しむやうな気にもなつた」。その後、次郎との一件は落着くが、金次の鬱屈は強まるばかりであった。これが第五の段階である。

【第六段階】

ある日、坑夫仲間が転落事故で死亡する。その身体は「もうめっちゃめっちゃに打ち壊れてみた […] 頭はぐしやぐしやに砕けて半分飛び出した眼は怨めしげに何か睨みつけてゐるやうだつた。石榴のやうに裂けた唇はうちやぢやけて、折れた首骨は舞態にへし曲がつてみた。死骸を洗つて流れる水には、赤い血汐が交つてみた」。金次はこの出来事で、ますます自分が置かれた境遇が恨めしくなり、苛立ちを募らせる。その後、金次が晩酌をしているところへ、大沢が入って来る。最初は二人で話をして飲んでしたが、大沢が、野田が飯場頭になるのだから兄弟の盃を交わそうと持ちかける。金次がそれを断つたことで、二人は喧嘩になる。金次は、大沢と刺し違え、倒れてしまう。金次の周りに集まった坑夫たちは、金次の姿を「残忍な笑」で見つめ、「力任せに蹴飛ばし」、金次は死んでしまう。彼らは、妻を金次に暴行された仲間たちであった。こうして、金次は力と力との争いに巻き込まれ、最後は彼に恨みをもった仲間の集合的暴力によって息絶える。これが第六の段階である。

このように、物語は、金次が、鉱山労働から抜け出せないまま、憎悪の感情を増幅させ、暴力行為を示すようになり、最後には暴力によって自分自身が倒れるまでの過程を明瞭に示している。金次の憎しみは、社会、資本家、仲間、そして恋慕した女性へと向けられ、さらに拡散していく。注意すべきは、憎悪の感情が累積していくだけでなく、その対象を変えていることである。その点を含めて、ここで特徴的と思われる事柄を何点か指摘してみたい。

1) 累積する憎悪：金次の憎悪と暴力は、段階的に形成された。その段階は、徐々に輪を狭めながらも、単に重なっているというよりは、ひとつひとつが次の段階へと影響していくような累積的な構成になっている。憎悪のなかで金次が起こしていく暴力は、次第に自棄的なものになっていくが、その暴力は、彼と直接に具体的な関係をもった人を対象としているのではなく、仲間全般へと拡散する。

2) 期待を裏切られる経験：それぞれの段階では、金次は憎しみや反抗心を抱くことになる対象にたいして、はじめは肯定的な感情をもっている場合が多い。金次は、都会に同調しようとし、資本家を信じ、仲間を味方と思い、女性との楽しい生活を夢見る。

だが、それらの期待は、つねに裏切られていくことになる。都会からの拒絶を経験したことに始まり、資本家との約束の破綻、仲間からの裏切り、女性からの拒絶へと、彼が追い詰められていく様子が示される。

3) 暴力の対象の移行：負の経験を重ねていくことで金次の憎しみは増大していくが、その鬱屈した感情は当初憎しみを抱いていた対象ではなく、別の対象へと移っていく。暴力を振るわれる対象となる人物は、もともと金次と関わりがあったわけではなく、彼／彼女にとってはまったく不可解な暴力になる。この段階になると、誰も、金次がなぜ暴力行為を起こすのか、理解できない。

4) 独自の道徳律：金次には力の肯定の考えがあり、卑屈で怯懦な、宮嶋が好んで使用する言葉でいうならば「けちな」態度を否定しようとする傾向がみられる。金次は「けちな」態度を取る人物を何よりも憎んでおり、それは必ずしも自分を裏切ったかどうかと関係がない。彼が憎悪や暴力を拡大していくとき、その対象に「けちな」態度がみられることがひとつのメルクマールになる。これは人物を評価する際の金次の根本的な基準であり、ほとんど道徳律とすら言えるものである。

以上は、金次の行為形成の形式化である。このような形式は、それだけでも暴力を考える上でのメルクマールになり得るようにも見えるが、まだ図式的なままであり、どこに力点を置いて考えるかでその解釈は変わってくる。次に、その点について検討してみよう。

2. 主人公の暴力に対する政治的解釈

金次が憎悪と暴力を増幅させていった軌跡を、どのように解釈すべきだろうか。格差をもたらす資本主義社会への憤りや、足尾暴動への参加、また、立ち上がろうとしない鉱山仲間への憎悪などから、さらに、執筆時に宮嶋が大杉栄らアナキストと接触している事実から、この作品を政治的文脈で解釈することが先行研究の主要な軸となってきた。その点について、まずはそれらを概観しておこう。

『坑夫』は、「『労働文学』の最初の作品」であり、「日本文学がいまだかつてもったことのない新しい人間的現実を、いわば地底の坑道からほりだしてくるようにして鮮烈に示した」(小田切,1971)と評価されている。「労働文学」は文学史的にはプロレタリア文学へとつながっていく、いわば「初期プロレタリア文学」と言い換えられることから(中山,1965)、『坑夫』の重要性は文学史的に認められてきた。先行研究では、金次の行動は資本家や社会への反逆を

示しており、そのエネルギーは肯定的に評価されている（森山,1962）。ただし、それは抵抗へと結びつくのではなく、むしろ自分を裏切った仲間への憎しみへと転換することから、その屈折性、個人的性格が指摘されている（秋山,1961; 中山,1965）。また、金次の行動は衝動的であり、そのニヒルな側面に注意が向けられている（江口,1957）。これらの見解の間には対立しあうものもあるが、いずれにしろ、資本主義とそれを推し進める資本家の抑圧、警察権力の弾圧に対して反逆する姿勢自体は、おおむねこの研究でも肯定的に評価されている。とくに、この小説では、足尾暴動で「勇敢」に闘ったとされる金次と、その後の金次を受け入れなかった労働者の「怯懦」が対立的に捉えられ、その対立が作品の構図を決定しているのだが、先行研究もおおむね、この構図、すなわち金次の「勇敢」と他の労働者の「怯懦」という枠組みを受け入れている。さらには、金次の暴力は、「革命的情熱」を持っていたとさえ評価される（中山,1966）。金次の行動は、当時の「日本の労働者階級」の「卑屈な現状維持と狡猾な保身にのみ生きるその無力」に対する訴えでもあった（中山,1965）。

金次の行動に同時代の政治思想的背景を重ねてみることに一定の根拠がある。それは宮嶋と大杉栄や荒畑寒村らのグループとの関わりが背景にあるからである。宮嶋は『坑夫』を執筆した当時、大杉栄や荒畑寒村の「サンジカリズム研究会」に出入りしていたが、それは金次の行動とアナキズムとの関連性を強く示唆している（佐藤,1965; 中山,1965）。そのことは、宮嶋と大杉との影響関係や思想的な差異、あるいは金次の行動を直接行動論やアナキズムの行動と見なせるかどうかといった、複雑な問題に波及するのだが、とくに、金次が足尾暴動の最前線で戦ったというエピソードは、金次とアナキズムとの関連性を裏付けている。

だが、足尾暴動で闘ったことの肯定的評価という設定そのものが、すでにひとつの真剣に考慮すべき問題を含んでいることに注意しなければならない。すでに足尾暴動が起こった際に現地から速報を発表していた西川光二郎が述べている通り（岸本,1956）、また、先行研究で示されているように（中富,1977; 二村,1988）、足尾銅山の暴動は当地の労働運動の指導者が指揮したものではなかった。足尾銅山で労働運動を指導していた永岡鶴蔵や南助松にとって重要だったのは、地道な教育によって労働者の意識を変え、暴力を使わずに組合交渉を進めることであった。そうした立場から考えた場合、暴動の先頭に立って闘ったとされる金次のような人物の考え方や行動が

是認されえないことは言うまでもない。つまり、まづもって問題とされるべきは、そもそも足尾暴動で暴動の先頭に立って闘った、という設定自体なのである。もしこの行動の是非が問題にされるのであれば、連鎖的に、金次が他の仲間に対して抱く憎悪の正当性も問題となろう。もちろん、小説と現実の社会運動とを同列視するべきではないが（この点について、森山,1969）、『坑夫』全体の基調は、足尾暴動の経験とその後の仲間の対応、そしてその怯懦に対する憎しみにあり、足尾暴動の闘争経験の肯定的な意味付けが要となっている。その部分を当時の論争的な場に置くことで、この作品の性格もより明確になるのではなかろうか。そうすれば、それは当時の政治的、思想的な問題状況をも照らし出すことになる。

もともと、足尾暴動が政治的な次元で与えたインパクトを肯定的に評価したのは幸徳秋水であった。幸徳は1907年（明治40年）2月に行われた社会党大会の演説で、次のように述べた。「田中正造翁が、廿年間議會に於て叫だ結果は、何れ丈の反響があつたか、諸君あの古河の足尾銅山に指一本さすことが出来なかつたではないか、然して足尾の労働者は三日間にあれ丈のことをやつた、のみならず一般の権力階級を戦慄せしめたではないか（拍手）、暴動は悪い、然しながら議會廿年の声よりも三日の運動に効力のあつたこと丈は認めなければならぬ」（林・西田,1961）。幸徳の言う直接行動は本来的にはゼネストを指しており、暴力行為は否定されていることになるのだが、彼の説得の仕方は、暴動を半ば肯定しているように見える。幸徳の流れを汲む大杉栄は、『坑夫』が出版された際の序文で、金次を「単なる（と云つても可なりに複雑な心理は持つてゐるのだが）乱暴者」としており、政治的な解釈をしてはいない（大杉,2014）。だが、問題は、力による現状の打開という思想が、一抹の政治性を漂わせて『坑夫』の作品世界にも流れていることである。

ところで、これは興味深い点なのだが、『坑夫』の作品世界では、抑圧が直接的な問題になってはいない。金次は力強く、いざとなれば鉱山主にたいしても襲い掛かるような人物として描かれている。金次本人は鉱山労働から逃れたいと思っているが、そこでの抑圧に打ちひしがれているのではなく、「毎日同じやうに愚痴や泣言ばかり繰り返してる仲間達がごちやごちや集まつてゐる」場所に嫌気がさしているのである（宮嶋,1983a）。『坑夫』がおもに問題としているのは、こうしたある種の態度であり、少なくとも、抑圧的な社会構造や経済関係の克服をその構造や関係の改善によって成し遂げようという発

想はそこには見られない。これはアナーキズムに通じる態度だが、そこには何か宮嶋に特有のものがあ

る。そのことは、『坑夫』に描かれた社会関係の描写をみるとはっきりする。宮嶋は、鉱山の社会関係を丁寧に描いており、そうした描写の客観性の側面は、小説に史料的な価値をもたらしてもいる。他方、宮嶋はそこで労働し生活する人々に対してはきわめて主観的な評価をしている。たとえば、物語では萩田という人物が「飯場頭」であるが、この萩田については、「鬼と云ふ綽名を取った彼れが半生の歴史を語る腕にも足にもある著しい刃傷や弾痕丈でも、十分気の荒い坑夫共を征服する力のある男」と描写されている。萩田のように、気性の荒い坑夫を力で統率できる人物が「飯場頭」の役を担うにふさわしいとされる。坑夫が何か問題を起こしたときには、「飯場頭」が始末をつけることになる。ところが、もう一人、野田という、鉱山社会のなかで出世をもくろむ人物が出てくる。野田は、野州暴動で卑屈なふるまいをしたと金次に見なされているが、何とか「飯場頭」になろうと画策している。だがそうしようにも腕力に乏しいため、大沢という「岩のやうに頑丈な体躯と、ぐりぐり光る目やいかつい鼻が、頓馬な猛獣を思はせるやうな男」を使わなければならない。野田は、作中できわめて否定的に描かれている。つまり、「飯場頭」は野田のような人物であってはならないが、萩田のような人物であればよいのである。もし、問題とすべきなのが社会構造であるとするのであれば、「飯場頭」のような役割の存在こそが問題にされねばならないはずだが、『坑夫』にはそうした視点はなく、むしろその役に就いている者個人の性格を問題にしているようにみえる。これは、金次が社会関係上の構造的な問題を道徳的にみようと

する例である。しかもその評価基準は、問題となる人物が金次にとって受け入れられない「けち」な人間か、そうでないかに、ほぼ分かれている。確かに、アナーキズムは社会構造の改良を問題としておらず、宮嶋の立場がアナーキズムによると考えることは可能である。だが、ここには何か宮嶋に独特の視点がある。

おそらく金次には、そして宮嶋にも、社会で出世しようとする意欲はないし、そもそもある制度化された社会で生きることの意味を見いだせないに違いない。これはアナーキズムに触れる以前から宮嶋に認められる性格である。宮嶋は自伝で次のように述べている。「少年時代から性格に変な傾向を持つてゐて、人間と生れた限り、格別ある種の技能に秀でようと願つた事はなかつた。私には所謂エキスパート

に対する尊敬の念がなかつたのである。[……]私は「何も人間は世の中の道具になるように生れて来たんじゃないでしょう。人間は人間見たいに暮せたら好いんだと思ふ」とよく言つた」(宮嶋,1983d)。もともと宮嶋には社会的な有用性を身につけようとする観点が薄かったと言える。また、彼は「たまたま自己の境遇が、無政府主義に共鳴させるところがあつたといへ、それに満足して、そこに全生命を捧げる信念はなかつた」と述べている点は(宮嶋,1983d)、宮嶋とアナーキズムとの関係を示している。

おそらく、金次は、卑屈な存在であってもその卑屈さゆえにそれなりの地位に就くことができ一定の力をもつことができる社会そのものに、違和感を抱いている。そのような社会を成り立たせているのがまさにそのような卑屈な人たちののだ、とすら考えられているのである。

では、金次が受け入れられるのはどのような人間関係なのか。その点について、中村三春は次のように述べている。「彼〔金次〕が真に必要としているのは、彼が人間として自然な相互交渉の中で十全な相互理解を果たせるような仲間、対話と共感によって自己を再形成しうるような相手、これ以外ではない。労働者の解放はその前提であり、究極的には自己を相手の中に見出し得るような人間関係の修復が求められているのだ」(中村,1987)。金次は、彼にとって真の仲間を求めているが、それは、ここでは「自己を相手の中に見出し得るような人間関係」とされている。これは、自己と他者との同一性に基づいた関係と言ひ換えられよう。気をつけなければならないのは、それが「けち」でない強者の同一性であることだ。ところが金次は決まって同一化できないものに会ってしまう。その経験が、憎悪の引き金になっているのである。そうすると、金次が是とする人間関係のあり方自体に何か問題の根の一つがあると見なさざるを得まい。おそらくこの問題は、政治的文脈ではなく、作者である宮嶋の精神面へと分析を進める中で検討されるべきであろう。ここで、『坑夫』執筆までの宮嶋自身についてふみこまなければならない。

3. 主人公と作者との関係

宮嶋資夫は、1886年(明治19年)、元大垣藩士で農商務省に勤務していた父と、旗本の家に生まれた母との間に、四男として、東京四谷の伝馬町に生まれた。その後、家が没落し、数多くの職を転々とせざるを得ない状況におかれた。その中でも、文学への愛好心を保ち続けていた。1909年(明治42年)、24歳の時、「茨城県水戸市郊外で親戚の経営

していた高取タングステン鉱山の事務員となり、翌1910年（明治43年）には鉱山から帰る。この時期の経験が『坑夫』の下敷きとなるのだが、彼は鉱山では坑夫として働いていたのではなく、「事務員」として働いていた（黒古,1983）。なお、宮嶋が後年に書いた自伝「遍歴」によれば、「鉱山の生活は愉快であつた」とあり、「鉱山にみた頃までは、自分は何か、苦勞を学ぶために苦勞をしてゐるような気持ちがしてゐた。そして、いつでもそこから抜け出すことが出来るような気がして、周囲を見廻してゐた」とされている（宮嶋,1983d）。二十代の宮嶋は、たしかに数多くの職を転々として苦勞を重ねたには違いないが、労働者というよりはむしろ、生の意味を見出そうとして苦悶している若者といったほうが、おそらく適切であろう（国岡,1973）。職を転々とし、心中沙汰まで起こすことになり、宮嶋の精神状況はかなり追い詰められたものとなってゆく。1914年（大正3年）29歳の春、たまたま目にした『近代思想』から大杉栄や荒畑寒村らの「サンジカリズム研究会」の存在を知り、参加する。同年夏に『坑夫』の未定稿『坑夫の死』を書くのだが、この間の経緯をふりかえる宮嶋の筆致には、大杉栄たちやその思想に生の意味を見出した様子がよく示されている（宮嶋,1983d）。

〔…〕明治末期から大正へかけての時代〔は、〕光もなければ、目的もなかつた。周囲の情勢は何の変化もなく、よどんだままに移つて行く。人々はその重苦しい空気の中に、わづかに生きて死んで行くように私には思はれた。みんな変革を欲してゐたのである。然しどこにその端緒を見出すべきかを知らなかつた。澄んだ空気の中から出て来る歎声が、オール・オア・ナッシングだったのである。

私などもその時代の重圧にうめいてゐた一人だつたに違ひない。そして人夫や土方をして、重苦しい空気の中をうめき廻つてゐたのであるが、大杉等に接してから、にはかに光を浴びた気がしたのである。〔…〕今日の如く、働いても働いても、その成果は何人かに持ち去られて、働くものにはただ僅かに、それも本当に漸く呼吸をつづけ得るだけ与へられて、最早己自身が何のために生きてゐるのか、生とは何かと顧みる気力もないまでにされてゐるような生活は、断じて斥けなければならない。それは我々が生きてゐるという事を意味しないからだ。

大杉らの研究会に参加し始めた直後に「坑夫の死」が書かれていることを考えると、この作品には何らかの形で大杉らの思想の宮嶋なりの受け止め方が反

映していると想定できよう。ただしそれは、国岡彬一の言うように、政治思想ではなく自己救済の問題と見なすのが、少なくともこの時期の宮嶋については正確であると思われる（国岡,1973）。

おそらくこうした事柄が背景となって、足尾暴動の闘争者を主人公として、「労働生活を余儀なくされた上流に近い中流階級の人間の、亀裂した不安定な意識」（国岡,1973）をもった宮嶋が自分の心理状況から金次を造形したのである。『坑夫』を書いた当時の宮嶋が、かつての「上流に近い中流階級」の生活に戻れず、かといって労働者としてひとつの職業にとどまるのでもなく「いつでもそこから抜け出すことが出来るような気がして、周囲を見廻してゐた」ことは、金次が都会の華やかな生活に入れず、鉱山の社会にいることにも嫌気がさしていることと重なる。

当時の宮嶋は、職を転々とし、社会生活に展望をもてずに絶望を感じている青年であつた。この社会的な立場が、『坑夫』の世界を規定している。それゆえにこそ、金次には「大衆性がない」（秋山,1961）し、「現実と繋がりようのない孤絶と虚無」（中山,1965）を抱え込んでいるのである。描写についていえば、宮嶋は労働社会のなかに統合されきっていない立場にいたからこそ、かえって自分が関わることになった社会関係をよくとらえ得ることができたのだとも言える。だが彼はそうした客観性をもった描写の方へと進むのではなく、むしろ、あるべき相互主観的な関係のなかへと回帰しようとする。

ともあれ、ここで注意しておかなければならないのは、宮嶋が、社会的な立場としては金次のような人物ではないことである。宮嶋は坑夫であつたことはないし、そもそも生まれ育つた場所も都会である。金次は宮嶋の精神状況を基盤として創作された人物であることは間違いないが、宮嶋と金次との関係は、よく吟味してみる必要がある。

宮嶋は『坑夫』の創作過程について、1928年（昭和3年）に随筆「歓喜と苦痛と—自分の小説について—」で語っている。そこでは、「坑夫の主人公、石井金次の性格に髣髴たる人物は、私の接した坑夫の中にもゐたが、多くは私の創造にかゝつてゐる」とある（宮嶋,1983b）。だがそこには宮嶋本人の成育歴や経歴が大きな影響を及ぼしている。宮嶋の自伝や随筆、他の作品などの随所に現れる表現は、金次の行動と大きく重なっている。たとえば、先に金次が「けちな」態度に対して嫌悪を抱いていると指摘したが、宮嶋は後年、自分自身について次のように述べている。「微弱な自分がいやになつて来ると死にたくなる。世の中がいやになつたからではない。

けちな自分がいやになるからである。／もし、生れ更つてくるなら何に？ と訊かれ、ばやつぱり人間に生れ更つて来たい。こんなけちな人間にでなく、母胎を突き破つて勇敢な叫びをあげ、戦ひを宣言することの出来る人間にである」(宮嶋,1983c)。宮嶋はそもそも、「けちな自分」に嫌悪感を抱いており、そうした自分から脱しようとしている。こうした傾向は、『坑夫』以外の他の作品にも見られる。

では、なぜそうした自己への闘争が暴力という形を取らなければならないのか。宮嶋は自伝のなかで次のように述べている(宮嶋,1983c)。

〔…〕自己を苛責するものは、自己の欠点と悪臭を他人に発見する——小人の浅間しさだ——自己心の懊悩と闘争は、顔色を憔悴せしめ勇気を沮喪せしめるが、他人にそれが向つたとき、攻撃となり喧嘩となる。結論は絶交である。結果は孤独に自己を導く。

これはまさに金次の姿である。つまり、「けちな」自分に対する宮嶋の闘争が他者に向けられた姿を描いたのが、すなわち金次なのである。宮嶋は、中里介山の『大菩薩峠』の主人公・机龍之介について、その「悪魔的な性格」が「介山の中にあつた」ものであり、『大菩薩峠』は介山がそうした素質と戦った、「彼の苦闘史の現はれ」と述べているが(宮嶋,1983d)、同じことは宮嶋と『坑夫』との関係にも言えよう。

森山重雄は『坑夫』論の中で、自分の否定が他者に向かうとき、それが攻撃性になる、と述べている(森山,1969)。重要なことは、作者の宮嶋が、暴力を自分の問題として意識していたことであろう。その意味で、この作品は、単に題材として暴力が扱われているという以上に、暴力へと向かう傾向をもつ作者の自己省察の側面を多分に示している。

いささか思弁的な性格は免れないが、さらに分析を進めてみよう。宮嶋の自己疎外と攻撃性に向う傾向は、家族の没落と、彼が幼少時代に経験した父親からの虐待が少なからず影響していると考えても外的外れではあるまい。とくに父親からの暴力は、彼をして自分への否定へと差し向ける。それを克服するには強い自分、つまり「けちな」自分を超克した自分にならなければならないが、それは社会のなかで具体的な場を見出していくような形での超克ではなく、「けち」ではなくなろうとする、一種の自己超克の運動になる。その自己超克を力によって成し遂げようとする傾向を生み、それが具体的にイメージされたのが石井金次である。ただ、宮嶋の中には「け

ち」な自分を否定しようとする衝動が生き続けているが、その自己超克は、同時に、他者による承認がなければ維持できない。したがって、作中でも金次は単独では強者として生き続けられないため、そこでは他者に対する関係形成への強い願望が伴われることになる。その願望は、強い自分を承認してくれる者に依らなければ充たされない。「けち」ではない自分であろうとするには、同時に「けち」ではない他者との関係で自分が承認されねばならない。宮嶋には自分を否定しようとする傾向が奥底で生き続けており、同時に、「けち」な他者への絶望も深くなる。しかし周囲はみな、「けち」な人間ばかりである。そこで金次はますます暴力をふるうことによって自己確認をしようとするようになる。暴力を行為しているときだけが、彼が唯一自己確認をできるときなのである。その行為の只中でこそ、充実感をもって強い自分の姿を認めることができる。

宮嶋は、絶望的な生活から逃れたいと願っていた。様々な職業の中で自分が出会った人々は、当人が望んだわけでも作ったわけでもない社会の中で喘いでいる。そこには、卑屈な態度で自分の社会的な地位を維持しようとする態度を取る者が多い。宮嶋自身も卑屈な自分に嫌気が差しているが、大杉栄らの考え方に出会い、自分の生を肯定しうる道を見出した。その姿を文学的に形象化することで、一種の自己超克を図ろうとした。それが石井金次として造形された。地底のイメージを持つ「鉱山」は、そこから抜け出したくても抜け出せない社会的な場として象徴的な意味を担っている。

このように、『坑夫』を書いた時点の宮嶋自身の精神状況に踏み込むことで、金次の憎しみと暴力に対して重層的な理解が可能になる。資本主義社会への憎悪が、仲間への憎悪と暴力へと方向を変え、拡大していく過程を、金次のような肉体的な強さをアイデンティティーとする人物の政治的性格をもった物語として考えるのではなく、むしろ、社会的に自分を生かす場を見出せず、不安定な意識をもった人物の物語として考えた場合、どうなるか。それは、彼が力強い人物像に自分を投影し、なおかつ自分の弱さを他者に投影し、憎悪を向けていく過程という性格が、色濃く示されるようになる。このような読みをすれば、『坑夫』の物語はきわめて現代性を持って理解されよう。

金次は、自分を受け入れてくれる関係を強く求めているが、きまって疎外されてしまう。そのとき彼は超然としていられないのであって、くりかえし反抗心や憎悪の念を燃やしていくのである。そのような彼が自分を自分として自己確認するには、腕力(暴

力)に訴えるほかはない。金次は、強者にはあまりにも社会に同化しようとしすぎる。社会から疎外された者が、なおかつ強者としてふるまおうとし、自分の存在を誇示しようとしたこと、それが、宮嶋の精神状況を踏まえた上で捉えられる、金次の暴力の特徴である。

V. 結論

宮嶋の作品が今日読んで興味深いとするならば、それはその作品が資本主義社会の中での不安定な意識を底に湛えているからである。当時の検閲の問題もあるだろうが、もし宮嶋が労働者の問題を階級の問題として考えたのであれば、『坑夫』以後は、他の労働者との連帯の可能性へと考えを進めることもできたように思える。だが宮嶋は、あくまで秩序から疎外された者が秩序に抱く憎しみを追求している。同時に、宮嶋は、秩序に同化し得ない自分を、同化しないままあくまで存立させようとしている。そのため、秩序に卑屈に同化している人々を卑下する。その一方で、そうした自分の態度が無益に終わるのではないかという恐れを抱いていた。

もちろん、宮嶋本人は現実の世界では金次ではなかった。宮嶋は金次になり切るにはあまりに悩み深き人間であり、金次のような人物を造形してもその悲惨な末路を描かずにはおれない人物であった。宮嶋はくりかえし自伝などで、卑小な自分を振り切って思い切った行動を目指そうとするものの、その方向性の喪失から自棄的になり、悲惨な末路を辿る、という観点を述べている。このような観点は、おそらく金次の最後にも暗示されているように、すでに青年時代から抱かれていたことと思われる。そこに、資本主義社会から疎外されている自分に強者のイメージを単純に自己投影することでアイデンティティを維持しようとするような人と宮嶋との決定的な違いがある。実際の暴力行為が帯びている歴史的な性格は、多様な相貌を見せる暴力を一緒くたに論じるのではなく、それぞれを具体的な文脈において分析する必要性を示しているが、資本主義社会からの疎外が憎悪と暴力へと向かっていく感情の道筋は、宮嶋の時代も現代も幾分かの共通性をもっているように思われる。

文献リスト

- ◇秋山清(1961)宮嶋資夫.思想の科学(33):86-93.
- ◇ブルーナー:岡本夏木他訳(2004)教育という文化.岩波書店.
- ◇江口渙(1957)宮嶋資夫論.坑夫.慶友社,279-294.

- ◇林茂・西田長寿編(1961)平民新聞論説集.岩波書店.
- ◇岸本栄太郎編(1956)明治労働問題論集.青木書店.
- ◇国岡彬一(1973)冬の時代の文体としての『坑夫』.日本文学,22(1):53-68.
- ◇黒古一夫(1983)宮嶋資夫年譜.宮嶋資夫著作集第七巻.慶友社.
- ◇ミッチェル編:海老坂宏他訳(1987)物語について.平凡社.
- ◇宮嶋資夫(1983a)坑夫.宮嶋資夫著作集 第一巻.慶友社.
- ◇宮嶋資夫(1983b)歓喜と苦痛と 自分の小説について.宮嶋資夫著作集 第六巻.慶友社.
- ◇宮嶋資夫(1983c)仏門に入りて.宮嶋資夫著作集 第六巻.慶友社.
- ◇宮嶋資夫(1983d)遍歴.宮嶋資夫著作集 第七巻.慶友社.
- ◇森山重雄(1962)宮嶋資夫.日本文学,10:893-906.
- ◇森山重雄(1969)実行と芸術—大正アナーキズムと文学—.塙書房.
- ◇中村三春(1987)宮嶋資夫「坑夫」における〈沈鬱〉の様態.日本文化研究所研究報告,23:151-173.
- ◇中富兵衛(1977)永岡鶴蔵伝—犠牲と献身の生涯—.御茶の水書房.
- ◇中山和子(1965)宮嶋資夫論.文学,33(11):48-56.
- ◇中山和子(1966)再び宮嶋資夫について.文学,34(12):87-99.
- ◇二村一夫(1988)足尾暴動の史的分析—鉱山労働者の社会史—.東京大学出版会.
- ◇小田切秀雄(1971)日本近代文学大系第51巻 近代社会主義文学集 解説.角川書店,7-39.
- ◇大杉栄(2014)大杉栄全集第3巻.ぱる出版.
- ◇佐藤勝(1965)「坑夫」論.日本近代文学(3):1-15.

小原國芳の教育思想と人間教育 —玉川学園の全人教育と労作教育—

田中浩之¹⁾ 木野正一郎²⁾ 佐島群巳³⁾

Education Thought and Human Being Education of Obara Kuniyoshi.
— All-round Education and Labor Education of Tamagawa Gakuen. —

Hiroyuki Tanaka¹⁾ Shoichiro Kino²⁾ Tomomi Sashima³⁾

キーワード : 小原國芳、全人教育論、労作教育論、共生思想、人間愛

KEYWORDS : Kuniyoshi Obara, all-round education, labor education symbiotic
thought, human love

抄録

目的：大正自由教育の原動力となった小原國芳(玉川学園創立者)の『全人教育論』『労作教育論』の研究を通して、日本の現行の教育内容や教育方法を見直し、日本の教育に足りないものを明確にする。また、将来における地域・共生社会の担い手としての学生を育成するために教育資源とカリキュラムの開発を行う。

方法：次の①～⑤の方法を用いて論を進める。

- ①小原國芳の生涯を振り返り、『全人教育論』誕生の背景を知る。
- ②小原國芳の『全人教育論』『労作教育論』から人間形成の哲学を学ぶ。
その際、小原に 影響を与えた西田幾多郎の哲学を見直す。
- ③学習対象である地域フィールドワークに裏づけられた「教育資源」の開発を図る。
- ④開発した「教育資源」を活用し、更に総合カリキュラムの開発を行う。
- ⑤以上①～④の研究成果をもって、本研究を通じた提言をまとめる。

結果：身体に刻むような全人教育的な学習(「知行合一」「総合全一」)が、子どもたちの主体的な学びを支える根源をなしているという事実が、研究を通して認識できた。また、その成功には、「教育資源」に根ざした教材・カリキュラムに対する熱烈なる開発意欲が、教師に不可欠であることも認識できた。

結論：自らの五感を通じた深い経験や学び、仲間と深めた人間関係、そして他者と共に学び合うような学習活動を通じて、社会における共生思想と人間愛を育てていけるような教育資源・カリキュラムの開発が、今後更に重要視されるであろう。

1) 横浜創英大学 こども教育学部 Yokohama Soei University, Faculty of Childhood Education

2) 東海大学付属相模高等学校 Tokai University Sagami Highschool

3) 元東京学芸大学 Former Tokyo Gakugei University

I. 研究動機と「課題」の意味

1970年代のバブル崩壊以後、我が国は、経済不況、生産力の低下が顕在化し、今日に至っている。同時に、生産第一主義を求めてきた近代物質文明は、たった一つの貴重な地球環境の美しい自然景観、生態系を回復不可能になるまでに壊している実情である。

このような現代においてわれわれは、大正自由主義教育の台頭した時代的背景と小原國芳の熱烈で、勇気ある革新的な教育思想と教育実践活動に学び、人間性回復の教育の在り方を顕在化していくことを意図して論題を掲げたのである。(田中)

II. 「全人教育論」誕生の背景

1. 宗教への熱中

小原は、青年期に強く感じたことを次のように述べている。

私が17・8歳であった。私の心が信仰に燃えていた時のことである。

そのころ小原は、二人の先生の相反する言葉を受ける。その一つは「宗教なんて一種の迷信だろうね。」と冷酷なまでの言葉を浴びる。それがきっかけに先生への尊敬の念は減じた^{と考える}。もう一人の先生を訪ねた時「君は宗教を囁んでいるから高師へ行ったら多少システマティックに研究をしておけ」囁んでいるには不快感をもった、という。

このような言説にもかかわらず「現代教育を救うには児童・生徒を教師なり、父母なりがよく認めるといことであると、児童の宗教心の尊重・承認が最も重大なことである」(小原,1919)とも説いている。

小原の全人教育の絶対価値「真・善・美・聖」は、教育の根本問題として教育者に討究してほしいと願っている。これは、同時に小原自身にも宗教と教育、学問と教育との関係を追究し続け、生涯をかけて研究したことが教育界へ反映・貢献できるようにしたい(小原の知所は、「大正自由教育」の最中に出版(大正8(1919))されたものであるが、戦後の悲惨・苦難を克服し、マコトの清い美しい文化を生み出さなければならない、と願いを込めて総頁366頁の大著を再版(昭和25(1950))する。さらに小原は、「教育の根本問題としての哲学」「教育の根本問題としての道徳」「教育の根本問題としての芸術」と四部作として生涯の研究と教育界の貢献を高めていったのである。)と願っていることでもあるように考えられる。

2. 幼少期・青年期における「小原の学び」

1) 小原の幼少期

小原の父、茂七郎が人に誘われて金山に手を出したのが、小原家の赤貧の始まりとなる。

父親は無職となる。そこで、母親の始めたことが、家庭塾であった。村の娘たちに裁縫や機織りを教えるのである。その母親の助手役が小学校に入っばかりの國芳少年であった。

2) 父の影響 ―「厳しさ」―

「父、茂七郎は子供にきびしかった。」と『教育とわが生涯』(南日本新聞編)に書かれてある。だが、それは、「愛」に裏打ちされた厳しさである。

ある時、國芳少年は父から山道で6キロ離れたばあやのうちまで使いに出されたが、満足にできなかった。父親は不機嫌になり、もう一度行ってくるように國芳を怒鳴りつけた。

真夜中の山道をばあやの家までたどり着くと、しばらくして戸口で大きな声がする。父だった。

実は父はずっと國芳のあとをついてきていたのだった。

父親の理不尽とも思える行為には、我が子への「愛」「世の中の厳しさ」「男としての態度・行為」等、國芳が独り立ちできる手立てを講じた父親の掛値ない愛の表現であり、父親の子どもと真剣に向き合う姿が感じられる。

3) 厳しい生活―労作の片りん―

母の死後、父は母を追うように2年後に亡くなる。「親の借金を背負って、兄弟七人の二十年の苦闘が始まる。父母を失った兄弟七人の生活は、日一日と苦しかった」(小原,1977)。(筆者傍点)

小原國芳は「全人教育論」において、赤貧の中で兄弟たちの苦節を振り返り、「ありがたい体験教育でした。」と國芳は述べている。親の借金を背負った20年間の苦闘は、まさに「体に染み込むような身に刻み込まれるような体験」だったと推察できる。

「おやじと私」―玉川学園創立者小原國芳先生とその時代―の題で、原野幸康(日本私立大学協会常務理事<特別講演録>)は、次のように國芳の少年期を語っている。

「非常に貧乏なところで小原少年は10歳半、そんなことで長女の6歳のときえさんが小学校4年まで学校にいけなかった。お母さん代わりに、弟や妹も面倒見なければならなかったから学校にいけなかったという状態でした」(小原,1977)。(筆者傍点)

小学校最後の修学旅行に行くことができなかった國芳少年は、次のように振り返り、自らの不条理にも、くよくよすることなく新たなものへの価値転換をする強烈な意志力に唯々驚嘆させられた。

「貧乏な國芳少年には旅費がない。泣く泣くあきらめざるをえない。(略)國芳少年はくやしかった

が、それに挫けることなく、ぼんやりしていなかった。『みんなが行った鹿児島を地図で調べてみよう』といって先生から『薩摩地誌』を借りた。(略)読むうちに読むだけじゃ物足らなくなった。修学旅行の三日間『その間にこの本を写そう』半紙を買って黙々と写本を始めた。」(小原,2016)。(筆者傍点)

「その間にこの本を写そう」という「なかったら、自分で作ってしまえ」という発想には知識に対する貪欲さを感じた。この体験が後の小原が提唱する「労作教育」に続くように感じた。

幼い時に両親を失い、貧困に喘いだ時期に、自分の力で勉強の環境を作るしかなかった、つまり、自ら学びの労作教育を実践してきたことが今の玉川学園の基礎となっているのである。ホンモノに触れる体験からしか味わえない頂上体験を小原は身体全体で味わったのである。まさに自己実現である。

4) 田実源之助先生との出会い

小原は、人間味あふれる恩師を次のように語っている。

「小原の最初に出会った教育者は『源之助先生』。本名 田実源之助。(略)型破りの、どちらかというと、『ズボラ』な先生だったが、その人間味あふれる教育が、忘れられない」(小原,1977)。

教師でありながら、田実源之助先生は「できないものはできない」と子どもたちの前で表明でき、自分自身をさらけ出せる先生だったことがわかる。

さらに、源之助先生の教育観は、個性を大切にする教育である。一人ひとりの子どもに寄り添い、困難なこと、分からないことにホンキで語りかけ、解決の糸口も見つけ出してやったりする「臨床の知」のある先生であったように思える。

「教える場合、『あれやこれや子供をひっぱりまわすのではなく、子供みずからがするように暗示を与え、補導する。そして子供が自分の学習に興味をもって『創造的学習』をするよう仕向ける。源之助の授業がちょうどこれだった』」(小原,1977)。(傍点筆者)

源之助先生の教え方の体験が、現在の玉川学園の教育の土台となっている全人教育論の確立への基礎となったものと考ええる。「補導」「仕向ける」という二つの言葉が印象的である。導入・展開・終末という授業の流れの中で、学級の実態を踏まえた、先生なりに考えた授業方法だったのではないだろうか。(田中)

Ⅲ.『全人教育論』『労作教育論』の人間形成の哲学

1.「全人教育」の人間形成

小原國芳のいう「全人教育」とは、「完全人格すなわち調和ある人格」(小原,1969)を形成する教

育活動を意味する。この思想は、大正末の日本あるいは世界の教育が、人間を育てる「人間学校」までに至っていないことを憂いた小原によって提唱されたものである。

昭和40年代の日本の教育は、棒暗記・詰め込み・予備校・出世病という言葉に代表されるような「知識偏重型の受験準備教育」であり、小原はこうした教育の在り方に対して「マコトの人間を破壊しとる」(小原,1969)と知識注入教育への危惧を抱いた。当時の学校教育は、「完全人格」「調和ある人格」を形成するような教育の主体になりえていなかったのである。

ここで小原が、教育の理想として示した『人間文化の六方面』という概念を以下に示す。

小原は、図1に示した(イ)～(ニ)までの真・善・美・聖を『絶対価値』として位置づけ、それに付随する『手段価値』として(ホ)・(ハ)の健・富を捉えた。そして、その最上階層に『最大価値』としての「聖」、つまり「宗教の思想」を定義づけたのである(小原,1969)。西田幾多郎によれば、この『最大価値』こそ、『最高善』であるとされる。

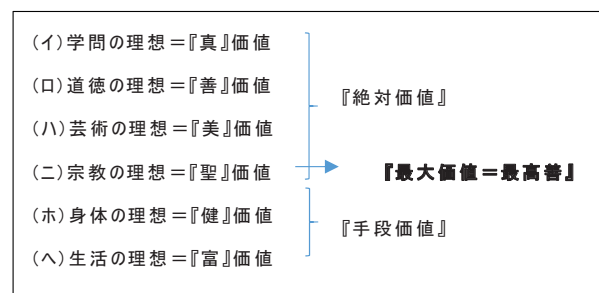


図1 人間文化の六方面

次に、小原の『全人教育論』における価値体系について述べてみよう。小原は、まず、人に「心」「身」の両方面を認めた。その上で、「身体」については、「生命保存と精神活動の源泉」として要求される「健の価値」と、「生きるため」に要求される「パン」は「富(生活)の価値」といって、この二つを『手段価値』に定義づけた。また、ここでの「健」には「人間活動を実現させていくための」といった価値を付与し、「富」には「如何に有益に用いるか」といった価値を付与した。その上で、こうした『手段価値』(物質的価値)を「真・善・美・聖」といった精神的な力(『絶対価値』)によって更に厳しく陶冶あるいは浄化し、「心の教育」を伴った「人間教育(全人教育)」をしようとしたのが小原の『全人教育論』の特長である。

小原が挙げた「全人教育」とは、彼の提唱する『人間文化の六方面』が有機的に絡み合い、それぞれの価値が相乗的に高め合っていく過程を経て、螺旋状

に昇華していくようなイメージである。

更に、小原の『全人教育論』は、単に理想を語るだけに留まらず、「個の実現」と「社会の繁栄」とを両立的に完成しようとしている点が多く見受けられ、こうした視点に筆者は彼が唱える「全人教育」に対する人間味と現実味を感じるのである。小原は、『人間文化の六方面』の理論に基づいた教育活動について、「学問教育も道徳教育も芸術教育も落ち度なく苦心したい」と強調しつつも、その一方で「生きねばならぬ以上、人間生活の手段としての教育も経済の教育も当然必要とします」（小原,1969）としている。生活や富、そして開発への必要性も重視しながら、理想と現実とを同時に理解した上で、双方を実現しようとする堅実的な教育観がそこにはあると考える。

小原は、『全人教育論』の中で、ガリレオの「神なき知育は知恵ある悪魔をつくることだ」という言葉を引用し、当時の日本の大学・高校・中学の大部分が「知恵ある悪魔製造所」（小原,1969）であると痛烈に批判している。そして、そういった物質偏重的な教育に陥らせないためにも、『絶対価値（真・善・美・聖）』の教育を実践することによって学問がより精神化されることを求めているのである。

小原のこうした主張は、特に、その指導主体である教師や教育機関に矛先が向けられている。中でも、小原が最重要課題として取り上げているものは、「学問を精神化する役割」を担い、『最大価値＝最高善（「聖」価値）』を子どもたちの心に形成するための指導、つまり「宗教教育」である。こうした視点を垣間見ることができる彼の一説には、次のようなものがある。

「神仏を忘れた今の教育！ いわんや科学文明の進んだ今日、しかも物質万能で精神生活の圧迫されとる今日、空恐ろしいことです。少なくとも両者の均一平衡までの魂の教育は絶対に必要です。」（小原,1969）。

物質的な学びに留まらず、精神的に昇華された学びを子どもたちに奨励していきたいという願いが込められていると推察される。玉川学園では、従来、こうした教育理念を反映した実践を数多く手掛けてきた。その代表例としては、季節の行事、人のための「行」＝労作活動（第二里行者精神の反映）、芸術教育、道徳教育、文学作品による情操教育、「創作・創造・自己表現・個性の発揮」の教育、自然美学習、各種の探究学習などがある（小原,1969）。これらは、学生・生徒・児童を『学習の主体』として、「学ばせ、つかませ、創意工夫させる」ことに主眼を置いた、玉川学園ならではの『イデー教育（自学教育・創意

工夫の教育）』の実践の数々である。

それにつけても、小原のいう『全人教育』の実現には、指導主体である教育関係者・関係機関の自己研鑽の視点が不可欠である。教育の質の向上は、研究以外に存在しないという視点を軽視してはならない。「教師の人間力」について、その考え方の基盤は、小原が幼少期・青年期における「貧しくても学ぶ」といった環境下において習得したものではなかろうか。こうした活動を継続的に実現していくためにも、小原が言うように、教師自身が精神面における鍛錬を怠らないことが重要であり、宗教観あるいは哲学観を伴った指導の実践を厳に心がける必要があると感じる。（木野）

2. 西田幾多郎の「純粹経験」と小原國芳の「ホンモノ体験」

西田幾多郎は『善の研究』において、彼の思想の源流を次のように述べている。

「深く考える人、真摯なる人は必ず知識と情意との一致を求むる様になる。我々は何を為すべきか、何処に安心すべきかの問題を論ずる前に、先ず天地人生の真相は如何なる者であるか、真の實在とは如何なる者なるかを明らかにせねばならぬ」（西田,2012）。

この言葉は、人間の『實在』とは何かを明らかにするために、自ら天地人生の真相・真理を探究していく必要があると述べた。西田の根柢を為す概念に「純粹経験」がある。『善の哲学』の冒頭に、この概念をかかげた意味と小原國芳が西田から学びながら創出して『ホンモノ体験』の根源的意味との関係性を検討していきたい。

西田は、直覚・直観・感性が重要である、と次のように語っている。

「直覚というのは後者を前者の判断として見るのではない。ただありのままの事実を知るのである。（略）斯の如き直覚的経験が基礎となって、その上に我々の凡ての知識が築き上げられねばならぬ」（西田,2012）。

これは、西田のものごとの認識過程を論究したものである。すなわち、認識深化を図るには、次のような図式になろう。

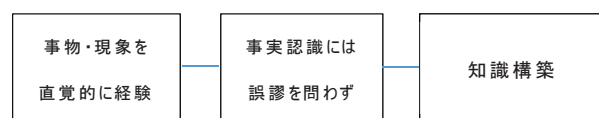


図2 認識深化の過程

よって西田はデカルト（デカルト）の Cogito engo sum「余は思う 故に余在り」を引用しながら自ら問う。

「デカルトの疑う『私』と疑われる『対象』という対立構造を前提にした上で懷疑が遂行されるのである。それに対して西田では、そのような思索の枠組み自体にも懷疑の目が向けられたと言ってよいであろう。その枠組みをも取り除いたときに残るのは、ただ純粋な、直接的な経験のみである」(藤田,2012)と藤田は論究している。

西田は著書の冒頭に「純粋経験」の項を設け、次のように切々と説明している。

「純粋というのは、普通に経験といって居る者もその実は何らかの思想を交えて居るから、毫も思慮分別を加えない、真に経験其儘の状態をいうのである。」(西田,2012)。

西田の自己の細工を棄て、思慮分別を加えず、「そのまま知る」「事実をとらえる」という直覚・直観と、小原の労作における自然に直^{じか}に向き合い、直接「かわり合う」経験とは同じである。

玉川学園の幼稚部の子どもたちは、「畑労作」を行っている。

労作教育(小原,1980)(ここには「労作教育は、実に、聖育、知育、美育、生産教育、健康教育の総合全一なのであります。」と述べている。これは、西田の「未だ主もなく客もない、知識とその対象とが全く合一して居る。」ということと軌を一にするものである)「教育の根本問題としての宗教」の「序文」に「実際の教育界は末梢的研究が多い。教育の根本問題の研究を徹底することだ」と論究されている。)は、唯々「作物の育ちを願いをこめ」そして収穫を喜び合う。西田のいう「知識と情意とが一致を求める最醇(まじりけのない)の経験は、人間への成長・変容を導いていくにちがいない。」と考える。まさに、西田の「純粋体験」と小原の「ホンモノ体験」の素朴にして直覚的感性は「知識の構築」「ものを創造」する営為となることは確かである。(佐島・木野)

IV.『全人教育論』『労作教育論』の提唱とその背景

1.「全人教育論」の人間形成の哲学

「全人教育論」の冒頭には、次の人間形成の基本について述べている。

「教育の内容には、人間文化の全部を盛らねばなりません。ゆえに、教育は絶対『全人教育』でなければなりません。全人教育とは完全人格即ち調和のある人格の意味です」(小原,1980)。(筆者傍線)

ここでは、人間形成においては、偏りのない最適な人間文化としての知識・概念・価値を学習者一人ひとりが創造的に構築していくことを意味づけている極めて人間教育の哲学を語っている。

この「全人教育論」は、1921(大正10)年「八

大教育主張」講演会で発表した。

大正自由主義教育は、各地に台頭したこの期に発表した教育論は勇氣ある、正しく道理にかなった論説として評価された。

2.「労作教育」と人間形成

1) 労作教育の存在価値

小原國芳は次のように論じている。

「実に教育の根本は労作教育にあります。(略)『作』は『作業』の作ではなくて、『創作』の『作』なのです」(小原,1980)。(筆者傍点)

教育の目的は、全人教育でなければならない。それには、頭(head)と胸(heart)、手(hand)と健(hearth)の4Hが揃った偏りのない調和のとれた(小原,1955)人間の総合的営為でなければならない、と主張したのである。

労作教育は身体^{からだ}全体で作りだす作業であるわけである。さらに、労作の実践的活動は共働であり、個人と社会、自由と協同の二元的対立ではなく、一丸にしたところにその特色がある(小原,1980)。これこそが、放任、我儘どころか、偉大なる責任教育の錬成である、とも述べている。

労作教育によってはじめて、人間らしい教育ができる、という小原の教育観、人間観はある。ここでは、小原の労作教育の人間形成に果たす方法原理を示していきたい(小原,1980)。

次のイ～へに示したものは、労作教育によって「人間形成ができる」という小原國芳の教育観・人間観である。

イ 真の教育は(略) 苦しみ、作り、体験し、試み、考え、行なうことによって得られるのです。(略)

ロ 真の徳育も同様であります。(略) 労作の体験の外に感謝の道はありません。(略) ここに知行合一が成り立つのであります。

ハ 難行苦行によって、はじめて神仏に魂は通じ、尊き信仰が得られ(略) 尊い奉仕の情動も湧くのであると思います。(略)

二 自ら植え、作り、工夫し、縫い、染め、張り、繕い、掃き、(略) かくてこそ真の美育も達成されると思います。

ホ ハンマーをふり、牛を飼い、土を運び、薪を割り、肥料をかつぎ、鋤をふるい、自らなせる新鮮なる野菜を食してこそ強壮なる健康も得られます。

へ (略) 労作教育は実に、 聖育、知育、美育、生産教育、健康教育の総合全一なのであります。私の心の念願は、ただホントの教育のためなのです。ホントの人間になることなのです。ホンモノを作り出すことなのです。(略)(佐島 傍線・傍点)

小原の労作教育の本質は、体に刻むことである。その重要性は、傍線の部分に力が込められ、全人教育における「労作教育」の存在価値を如実に物語るものである。

2) 労作教育はホンモノの道德修練。共感体験

『修身教授革新論』は、1920（大正9）年9月に刊行されたものである。その小原の序文には、教育と研究に対する切々なる「教師の在り方・教育の在り方」に多大なる疑義と教育革新への強い決意が次のように示されている。

「同僚諸君のお勧めもあり、かつ我が教育界を見回す時、心ある者、誰が黙しておられましょう。実際教育があまり私どもの理想の国土とかけ離れているのを気づき、何か叫ばずにおられましょう。」（小原,1955）。

1950（昭和32）年9月書名を「修身」から「道德」と変更して『道德教授革新論』として公刊することにした。

書名を「修身」から「道德」に変え、敢えて公刊することになった理由は、「序」に述べてある。我が国の教育は、かつての国家主義・軍国主義の反省と戦後の自由・民主主義を乱用し、あわせて反動、復古調の教育二法案、教科書法案が生まれ、真実の学び、ホンモノの学びの消滅を憂慮した小原は、「中道を要求する。反対の合一を日々に努力してほしい」「正しき真実へ、ホントのところへと要望する」（小原,1955）と戦中の反対をふまえ右往左往することなく「道德教授革新論」で真の道德教育の根本原理を明らかにするとともに新しい道德教育の方法も加えて刊行したのである。

小原は人生の目的ということも道德の教授の根本問題の一つであるとして、常に自己を啓き、出来るだけ深く確かなものになるよう努め、自己の本領を発揮することこそ人生の目的であると、人間の生き方、在り方を論じている。

安易な考えや態度ではなく、内からの燃えるような意識と行動をとることだと、教育と研究するものに強く推めているのである。その叫びの一つに労作教育への強い指摘がある。

「労作教育の眼目も（略）低級な勤儉貯蓄の成功主義や甚だしきは功利主義や我利主義に堕ちてはなりません」（小原,1955）と警告を発している。国民全体に富に対する考えを根本から価値転換を図ることだ。労作教育において最も苦心するのはこの点である。

「単なる職業指導や勤労や生産のためではないのです。ホントの道德修練、宗教陶冶の手段としたのです。（略）ホンモノをこしらえ、世を益し、人に

喜ばれ、そして、己も助けてもらうことです」（小原,1955）。

労作は、人間相互とかかわり合いながら「幸福」を求め生きることが重要である。労作教育は、まさに「人間形成の果たす役割」を担っているものと考えることができる。

これまで繰り返し、小原の労作教育における労働観、人間の在り方、生き方について述べてきたとおり、労働は、額に汗を流し、身体全体で創り出す、実践活動である。その活動は、共働、共同しながら社会的関係の上に成就することを確認してきた。

「労作教育」は、玉川学園の人間形成の根幹にあるものである、と把握していた。

ところが、訪ねた小学部のカリキュラムからは「労作の労も作も見当たらない」これは小原教育哲学の理念、教育方針が継承され、堅持されていると言えるだろうか。一体、玉川学園の小原教育理念、教育方針はどこへ行ってしまったのだろうか。

玉川学園の労作教育に疑問を抱いていたが、玉川学園幼稚部では「畑労作」の実践がなされているということを聞いて、何か救われた感じを受けた。よく調べてみると「玉川学園幼稚部」には「五感を使って自然と向き合う（ホンモノ）に触れる＝筆者」畑労作が存在し、実践されていることを知ったのである。（佐島）

V. 結論

身体にしみこむような、刻み込むような労働体験は、今日の混沌とした社会における「教育の方向性」を示唆し、「ホンモノ教育実践の方法」を全身を震わせて学ぶことができると、考える。

小原國芳は、大正末の「自由主義教育運動」の一翼を担うパイオニア的先導的研究方法の理論家として正しく評価することが、今、最も重要であることを本研究で自覚的に認識できる。

小原國芳の大正末から昭和にかけての教育革新の旗手として多くの著書が刊行された。今だからこそ、小原國芳教育哲学、教育実践論を学ぶ価値があり、21世紀の人間教育の価値ある方向、方法、原理を学ぶことは、「教育・文化・伝統」を継承する我々の役割である、と考える。

我々は、ここ数年来大正自由主義教育から学ぶことを始めてきた。大正自由主義教育の価値を継承している学校は「生き生きした輝くような活動、躍動感を感じる」（田中・佐島・根本,2020）のに、優れた教育文化・価値を捨てて、新奇なものを求めた学校の子どもたちは、熱烈に学んでいるのか、輝きも躍動感もないのはなぜだろうか。

教師の熱烈で燃えるような子どもに愛と命の魂を授け、伝え、利する姿が見られないのは一体なぜだろうか。

今、私たちは、教育の現状に対して疑問と葛藤のうちに「新世紀の教育は過去から学び続けることだ」と確認できたということである。(田中)

文献リスト

- ◇西田幾多郎(2012) 善の研究. 岩波文庫.
- ◇小原國芳(1919) 小原國芳選集 1 教育の根本問題としての宗教. 玉川大学出版.
- ◇小原國芳(1955) 小原國芳選集 5 道德教授革新論・学校劇論・理想の学校. 玉川大学出版.
- ◇小原國芳(1969) 全人教育論. 玉川出版.
- ◇小原國芳(1977) 教育とわが生涯. 南日本新聞編. 玉川大学出版部.
- ◇小原國芳(1980) 小原國芳選集 3 全人教授論・思想問題と教育. 玉川大学出版.
- ◇小原國芳(2016) 全人教育論. 玉川大学出版部.
- ◇田中浩之, 佐島群巳, 根本徹(2020) 横浜創英大学研究論集 乳幼児・児童期の環境体験に関する研究 - 成城小学校: 大正自由教育に学ぶ -. 横浜創英大学, 7: 17-26

地域福祉推進における住民の主体的な活動に関する一考察 —住民の主体的な活動の制度化に伴う期待と課題—

平野友康¹⁾

A Study on the Proactive Activities of Residents in Promoting Community-based Welfare — Expectations and Problems about Resident's Proactive Activities Being Turned into Institution —

Tomoyasu Hirano¹⁾

キーワード：地域福祉、住民主体、社会福祉協議会、新たな公

KEYWORDS: community-based welfare, resident's proactive activities, council of social welfare, new public

抄録

目的：2000年の社会福祉法の成立においてはじめて「地域福祉」という言葉が法律に明文化された。この法律では地域福祉を「地域における社会福祉」と位置づけ、従来、自治体が主導して行ってきた社会福祉の推進を自治体のみならず、地域社会を構成する個人・団体・組織といった多様な主体とともに推進していくことを表している。この社会福祉法第4条において「地域住民は、(中略)地域福祉の推進に努めなければならない」とし、地域住民の主体的な参加なしでは地域福祉の実現がなし得ないことを謳っている。本研究の目的は、社会福祉法が成立して20年が経過し、住民の主体的な活動にどのような期待がされているか社会福祉法のみならず他の法律や制度等に述べられている内容を明らかにすることである。

方法：目的を達成するために文献研究を行う。具体的には2000年以降の厚労省等の行政機関が主催する審議会や検討会等の報告、同様に行政機関による通知や出版物、法的な根拠をもとに実施される制度や事業から論じた。

結論：研究目的である住民に期待されていることは、地域の中で起こる社会的排除や孤立など潜在化した問題を解決することであり、この問題を解決するために住民の主体的活動を制度に位置づけサービスとして提供し官と同様、公を担っていくことであることが確認できた。同時にその活動を支えるために4つの条件、①生活課題を明らかにすること、②活動を支えるための環境整備、③住民の主体性についての共通理解、④地域を支える構成員のつながりづくりが必要であり、これら4つの条件をどう満たしていくかが求められることが明らかとなった。

1) 横浜創英大学 こども教育学部 Yokohama Soei University, Faculty of Childhood Education

I. はじめに（研究の動機）

地域福祉は、2000年の社会福祉法の成立においてはじめて法律に明文化された。この法律では地域福祉を「地域における社会福祉」と位置づけ、従来、自治体が主導して行ってきた社会福祉の推進を自治体のみならず、地域社会を構成する個人・団体・組織といった多様な主体とともに推進していくことを意味している。つまり社会福祉を支えるのは自治体だけではなく社会を構成する構成員も含め行っていくこととしており、社会福祉法の成立は、我が国の社会福祉のあり様を大きく変える転換点となった。この社会福祉法第4条において「地域住民は、(中略)地域福祉の推進に努めなければならない」としており、住民の主体的な活動なしでは地域福祉の実現がなし得ないことを謳っている。

住民が社会福祉を主体的に担うという考え方は、社会福祉法が成立する以前の1962年に社会福祉協議会（以下「社協」）が「社会福祉協議会基本要項」において住民主体の原則として明文化している。ここでいう住民主体の原則とは「地域住民のニーズに即した活動をすすめることをねらいとし、それに必要な組織構成を充実するということである」とし、住民が抱える生活課題を住民自身が主体となって解決していくことを目指した考え方である（注1）。この「社会福祉協議会基本要項」で住民主体の原則が明文化された後の1966年には市区町村社協に福祉活動専門員（注2）の設置が始まり、1968年には全社協がボランティア育成基本要項を定め都道府県社協および市区町村社協にボランティアセンターの整備を行ない住民の福祉活動を下支えするための専門職や支援組織が位置づいていった。これら福祉活動専門員やボランティアセンターの働きかけもあり、町内会・自治会あるいは小学校区等の一定のエリアで地縁組織を基盤として行われる活動や、介護や子育てなどといった共通の課題をもつ当事者同士の活動が行われていった。

社会福祉法が成立する以前、住民は自治体を実施する制度等への協力を得る対象（客体）であったが（注3）、社会福祉法が成立した2000年以降は、地域福祉を推進するための第1番目の主体となった（第4条）。社会福祉法が成立し現在まで約20年が経過し、住民の主体的な活動にどのような期待がされているか社会福祉法のみならず他の法律や制度等に述べられている内容を明らかにすることで、今後の地域福祉の推進の一助になると考え研究の動機に至っている。

なお、住民の主体的な活動について地域福祉論の中で様々な研究者等が定義をしており、かつその使

い方も住民主体、住民本位、住民参加など多様であることから、本論で述べる住民の主体的な活動は「住民が抱える生活課題を住民自身が主体となって解決していくことを目指した考え方」として論じていくこととする。

II. 研究の目的と方法

全社協が1962年に定めた「社会福祉協議会基本要項」は、1992年に「新・社会福祉協議会基本要項」へと改訂され「住民主体の原則」から「住民主体の理念」へと改めており社協において住民の主体的な活動を理念化している。理念化した経緯は割愛するが、この住民主体の考え方は研究者等が地域福祉論の中で、主に岡村重夫・右田紀久恵・大橋謙策・渡邊洋一らが論じている。特に地域福祉の構成として住民の位置づけを重視しているのが大橋謙策・渡邊洋一である。大橋は住民を4つの主体性に分類し説明しており、この大橋の視点を継承しつつ渡邊は、「地域福祉の制度やシステム」と「住民や当事者の地域福祉に対する意識や福祉観」の2つに分け、前者のみの強化は「福祉の管理構造の強化」につながる可能性があり、地域福祉をよりレベルの高いものにするためには後者を高め醸成することが重要だとしている（大橋,1995:28;岡本,2007:19-20）。つまり地域福祉推進にあたって制度や仕組みだけを高めれば、住民の活動が自治体によって管理されることにつながる危険性があると述べている。社会福祉法の成立を経て現在までの20年間で住民の主体的な活動は地域福祉の領域だけではなく、建築や交通、自然保護など他領域でも使われており、様々な解釈や使い方へと広がっている。

以上から本研究の目的は、社会福祉法が成立して20年が経過し、住民の主体的な活動にどのような期待がされているか社会福祉法のみならず他の法律や制度等に述べられている内容を明らかにすることである。

この目的を達成するために文献研究を行う。具体的には2000年以降の厚労省等の行政機関が主催する審議会や検討会等の報告、同様に行政機関による通知や出版物、法的な根拠をもとに実施される制度や事業から論じることとする。これらを明らかにすることで住民の主体的な活動における期待、課題を可視化し今後の地域福祉の推進の一助とする。

研究の方法は、次の2点を確認することとする。第1に住民が抱える生活課題の内容およびこれら生活課題を解決するための考え方について明らかにすること。第2に2000年の社会福祉法成立後、現在までの20年間に住民の主体的な活動といった趣旨

の内容がどのように明記されているのかを確認すること。以上の2点から結論を導くこととする。

Ⅲ. 研究方法

1. 住民の主体的な活動で期待される事項

表1は住民が抱える生活課題としてどのような内容が述べられているか時系列で記載し、これら生活課題を解決するための考え方について記載した。

表1 住民が抱える生活課題とその解決のための考え方（国の報告書等から要約）

2000年「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」厚生省
【住民が抱える生活課題として示された内容】 ・多重債務や、孤独死、自殺、若年層の不安定化など、多様化する社会福祉の課題など、いわゆる社会的排除といわれる課題があることを提起。
【上記生活課題の解決のための考え方】 ・社会の構成員として包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）ための社会福祉を模索する必要がある。このため、公的制度の柔軟な対応を図り、地域社会での自発的支援の再構築が必要である。さらに社会福祉協議会、自治会、NPO、生協・農協、ボランティアなど地域社会における様々な制度、機関・団体の連携・つながりを築くことによって、新たな「公」を創造していくことが望まれる。
2008年「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」厚労省
【住民が抱える生活課題として示された内容】 ・現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に住民と行政の協働による新しい福祉を実現することを述べる。
【上記生活課題の解決のための考え方】 ・住民共通の利益のために、行政だけでなくボランティアやNPO、住民団体など多様な民間主体が担い手となり、これらと行政とが協働しながら、従来行政が担ってきた活動に加え、きめ細かな活動により地域の生活課題を解決する、という意味で、地域に「新たな公」を創出するものといえる。
2015年「生活困窮者自立支援制度」厚労省
【住民が抱える生活課題として示された内容】 ・複合的な課題を抱え制度の狭間となり社会的に孤立した人や世帯に対して適切な支援へ結び付けるよう福祉事務所を設置する自治体が自立相談支援事業等を実施すること。
【上記生活課題の解決のための考え方】 ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意できるよう、地域を基盤として、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。
2017年「地域力強化検討会」厚労省
【住民が抱える生活課題として示された内容】 ・深刻な「生活のしづらさ」が増しており、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯がある。
【上記生活課題の解決のための考え方】 ・地域で社会的孤立や社会的排除をなくし誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会の創出を目的とし、その地域に住むボランティア等の住民が主体的に問題発見、解決の活動に取り組むこと。

（各内容は筆者要約・下線部は筆者による）

2000年の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」の報告では、現代社会の社会福祉の諸問題として「社会的排除や孤立の強いものほど制度からも漏れやすい」と潜在化した問題があることを述べている。この課題を解決するため「つながりの再構築」を提示し、社協、自治会、NPO、生協、農協、ボランティアなど地域社会における様々な制度、機関・団体の連携・つながりを築くことによって住民の幅広い参画を得て「支え合う社会」の実現を図ることを求めるとした。

その後、2008年の「これからの地域福祉のあり

方に関する研究会」の報告では、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応するために、住民のつながりを再構築し「新たな支え合い（共助）」の必要性を提示した。支える、支えられるという関係ではなく支え合う関係を構築するために、住民と行政の協働による新しい福祉を実現するための支援のあり方、住民参加の必要性、地域福祉を進めるために必要とされる条件について報告している。

2015年に始まった生活困窮者自立支援制度でいう生活困窮者は経済的困窮だけに焦点化するのではなく、社会的孤立という課題が含まれており、地域

を基盤としながら社会的孤立を予防する支援が求められている(注4)。この生活困窮者自立支援制度は、制度からもれるニーズへの対応を制度化したものであり先の報告にあった「つながりの再構築」そして「新たな支え合い」を具現化する制度として地域福祉の制度化と言われるようになった。

2017年の「地域力強化検討会の最終とりまとめ」では、地域で社会的孤立や社会的排除をなくし誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会の創出を目的とした。地域を単位としてその地域に住むボランティア等の住民が主体的に問題発見、解決の活動に取り組むこととした。

以上から、住民が抱える生活課題として、主に社会的な排除、現行の仕組みでは対応できない課題、

制度の狭間にある生活課題の3点が確認できた。これら生活課題を解決するための考え方として、社会を構成する構成員が協力し合い取り組んでいくことが明らかとなった。特に住民の主体的な活動に対する期待があることが確認できる。つまり、住民が抱える生活課題を解決するために、制度と制度の狭間をつくらぬよう自治体のみならず多様な組織・団体が対等な関係でつながり取り組んでいくことがのぞまれていることが分かる。

2. 住民の主体的な活動に求められること

次に住民の主体的な活動といった趣旨の内容がどのように明記されているか表2のとおり時系列に整理した。

表2 住民の主体的活動の具体的な内容(国の報告書等から要約)

2000年「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」厚生省
・地域開発等のように <u>地域住民の主体的な参加や組織化を必要とする場合には、その事業の実施期間にわたって、ソーシャルワークに携わる人々を地域の中に配置</u> するような取り組みが求められている(福祉人材の機能と役割)。
2000年「社会福祉法の成立」
・法第4条第1項の規定は、事業を実施するに当たって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた「 <u>地域住民</u> 」を、事業者及び社会福祉に関する活動(ボランティア等)を行う者と連携・協力して、 <u>地域福祉の推進に努める主体として位置付ける</u> 。
2008年「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」厚労省
・地域福祉を推進するための条件に「 <u>住民主体を確保すること</u> 」を掲げた。 ・ <u>住民主体の地域福祉活動を推進するものとなるよう、地域福祉計画にて地域の生活課題の発見方策、圏域の設定、地域福祉活動の情報共有の仕組み、担い手や拠点、資金の確保、災害時要援護者への支援などの事項を盛り込むよう提言</u> 。 ・住民の地域福祉活動が活発な地域をみると、サロンの参加者の食事の偏りに気づくことから配食サービスを始めるというように、活動の深まりとともに事業が拡大し、 <u>地域の住民の主体的な活動が展開されている</u> 。このことから <u>住民が主体となり参加する場の確保</u> することをあげている。 ・住民団体、ボランティア、NPOなどがより主体的に地域の生活課題に取り組むためには、地域福祉計画策定に参画するなど、 <u>住民参加を進めていく必要がある</u> 。
2014年「介護保険法の改正」
・介護予防・日常生活支援総合事業において、住民、ボランティア等が行う見守り等の生活支援サービスは、共助を制度化したものであり、 <u>住民、ボランティア等の住民主体の多様なサービスの充実を図り、地域の資源を活用した支援である</u> 。
2017年「地域力強化検討会」厚労省
・個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出していくこと。それは <u>住民主体による地域づくりを高めていくことである</u> 。
2018年 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(厚労省)
・①「住民に身近な圏域」において、 <u>地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備</u> 、②「住民に身近な圏域」において、 <u>地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</u> 、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた支援体制の整備が必要である。

(国の報告書等の内容は筆者要約・下線、波線部は筆者による)

表2では「地域住民の主体的な参加」「地域の住民の主体的な活動」「住民主体」「住民が主体となり参加」「住民参加」など様々な述べ方をしているが、これらを使い分けることはせず「住民の主体的な活動」として述べていくこととする。いづれにしても住民の主体的な活動が地域福祉を推進していく上で

欠かせないことがわかる。

前項では、住民が抱える生活課題の内容の1つとして、制度の狭間にある問題が潜在化し社会的排除や孤立へ至っていることを述べた。一般的に制度は対象者を明確にし定められた内容を実施することとなる一方、対象から漏れる人をつくることにもなる。

したがって制度の対象から漏れた人をも支援できるよう多様な主体が対等な立場で活動を行っていくことで重層的な支援の仕組みをつくっていく考え方を「新しい公共」と呼び、各主体がそれぞれの役割に応じて「公」を担い問題解決が求められている。表1からこの「新しい公共」の公の1つとして住民の主体的活動も位置づけられていることが分かる。

生活困窮者自立支援制度は、既存の制度の対象から漏れた人を支援する法律であり、既存の制度では対象とならない問題に対して社会資源を活用し解決していくことを制度化した法律である。つまり「新しい公共」を制度化したものであると同時に先に論じたとおり「つながりの再構築」そして「新たな支え合い」を具現化する制度として地域福祉の制度化と言われるようになった。

表2で注目すべきは、2015年の介護保険法の改正によって住民、ボランティア等が行う見守りの活動が介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援サービスとして制度の中に位置づけられ共助の活動が制度化されたことである（注5）。共助の制度化とは、住民が制度の対象者だけではなく提供者としても担っていくことを表している。このことにより自発的な活動として行ってきた住民の助け合いの活動が、制度に位置づけられサービスとして提供していくこととなり共助の活動における大きな転換点となった。共助の制度化は、同じ住民同士の助け合いの活動でも、一方では住民の自主的活動として行わ

れ、もう一方では住民のサービスを提供する活動として行われることであり、両者が地域の中に存在することでもある。多様な個人・団体・組織が公を担うことは、時に活動やサービスの重複や不足などが考えられ、こうした混乱が起きないようにするためには、多様な個人・団体・組織との調整を図っていく必要があると考える。

以上から住民の主体的活動は「新しい公共」の公の1つとして位置づけられ、自発的な活動として行ってきた住民の助け合いの活動だけではなく、制度に位置づけられたサービスとして提供していくことが求められていることが分かる。一方で、住民の主体的活動を行うためには、表2の波線部とおりソーシャルワークに携わる人々（専門職）を地域の中に配置すること、住民が抱える生活課題を発見する方策を考えること、地域の圏域を設定すること、情報共有の仕組みを行うこと、活動をする場の確保、資金の確保、地域福祉推進に関わる計画づくりができるようにすること等に取り組む必要があることも確認できた。

IV. 考察

前述のとおり2015年に施行した改正介護保険法では、住民の主体的な活動を制度に位置づけサービスとして提供していくこととなったが、介護保険法だけではなく、他の制度等についても表3のとおり確認した。

表3 ボランティア等が制度などに明記された内容

2013年施行 障害者総合支援法	・誰もが住み慣れた地域での生活を実現するために、障害者に対する総合的な支援を行う法律。この法律の一環で市町村地域生活支援事業の自発的活動支援事業において<u>地域住民のボランティアの育成や養成の実施</u>。 【自発的活動支援事業】必須事業として全国の各市町村が実施主体となりボランティア育成を実施（厚生労働省社会・援護局「地域生活支援事業等の実施について」2007）
2015年施行 子ども・子育て支援新制度	・子ども・子育て関連3法を総称した制度。子育てを親だけでなく地域全体で支えられるよう地域の実情に応じ地域子育て支援拠点の<u>地域支援機能を強化するにあたってボランティアの支援や協力を行うこと</u>。 ・公共施設や保育所などに地域子育て支援拠点を設置し、行政やNPO法人などが担い手となる。 【地域子育て支援拠点事業】各市町村が実施主体となり2019年度現在で全国7,259か所の拠点でボランティア支援等の実施（厚生労働省「地域子育て支援拠点事業実施状況」2019年度版）
2015年施行 生活困窮者自立支援法	・子どもの貧困問題を解決するため、引きこもりや生活保護世帯等の中高生を対象とした「<u>学習支援事業</u>」にボランティアの活動が期待されている。 【学習支援事業】各市町村が実施主体となり全国の538の事業者が事業を実施し、事業者の約半数がボランティアを育成し、そのボランティアによって中高生への学習支援活動を行っている（厚生労働省補助事業「子どもの学習支援事業の評価指標の運用に関する調査研究事業報告書」2018）

2016 年施行 改正児童福祉法
・児童虐待の予防等、全ての児童が健全に育成されるよう法律を改正。家庭での養育が困難な子どもに対し、<u>里親（ボランティアでの養育）</u>の開拓、支援として児童の自立支援までの一貫した支援を位置づける。 【里親】2019 年度末で養育里親 10,136 世帯・専門里親 702 世帯が登録をしている（厚生労働省「里親制度（資料集）」2020）
2018 年施行 改正社会福祉法
・施設や保育園などの社会福祉法人が「地域における公益的な取り組み」を行うよう位置づけられ、<u>すべての社会福祉法人がボランティア活動を含め公益的な活動を行う責務がある</u>と明確化した。 【地域における公益的な取り組み】全国の社会福祉法人数は 20,838 法人（厚生労働省「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会（第 1 回）資料」2019）。このすべての法人が公益的な取り組みを実施。

（法の内容は筆者要約・下線部は筆者による）

表 3 からボランティア、NPO 法人、法人の公益的活動など多様な個人・団体の活動が制度に位置づいていることがわかる。表 2 そして表 3 からわかることは、助け合いの活動、ボランティア活動、公益的な活動などと言うように、活動内容や活動範囲などにより言い方が変わるが、住民の活動が地域福祉やその関連領域で制度に位置づきサービスとして提供されていることである。今後もその期待が求められ他の領域にも位置づいていくと考えられる。前項で述べたとおり、住民の活動すべてが制度に位置づく訳ではない。制度に位置づかないけれども住民が自主的に行う活動も含めて、生活課題を解決するにあたっての住民の主体的な活動に対する期待があることがわかる。

表 4 住民の主体的活動を支えるため条件

①生活課題を明らかにすること
・制度と制度の狭間にある生活課題 ・現行の仕組みでは対応できない生活課題
②活動を支えるための環境整備
・専門職の配置、生活課題を発見の方策、地域の圏域の設定、活動をする場の確保、情報共有の仕組み、資金の確保、地域福祉推進に関わる計画づくり
③住民の主体性についての共通理解
・地域の住民の主体的な活動、住民主体、住民参加など様々な述べ方があり、その意味するところの共通認識 ・住民が行う活動でも、制度に位置づきサービスとして行う活動と従来から行っている助け合いの活動の役割の違いの理解
④地域を支える構成員のつながりづくり
・住民のみならず地域を構成する多様な個人、団体、組織との関係性の調整

一方で表 4 のとおり住民の主体的な活動を推進していく上で、その活動を支えるために必要な条件が

4 つあることが確認できる。この条件をどう満たしていくかが、住民の主体的な活動のみならず地域福祉の推進を図っていくために求められることと考える。

V. 結論および今後の課題

本研究の目的は、社会福祉法が成立して 20 年が経過し、住民の主体的な活動にどのような期待がされているか社会福祉法のみならず他の法律や制度等に述べられている内容を明らかにすることである。これに対して結論は、住民には地域の中で起こる社会的排除や孤立など潜在化した問題の解決が期待され、その解決のために住民の主体的活動を制度に位置づけサービスとして提供し官と同様、公を担っていくことであることが確認できた。同時にその活動を支えるために 4 つの条件、①生活課題を明らかにすること、②活動を支えるための環境整備、③住民の主体性についての共通理解、④地域を支える構成員のつながりづくりが必要であり、これら 4 つの条件をどう満たしていくかが求められることが明らかとなった。

今後の課題は、結論にある 4 つの条件を満たすための具体的な方策について検討していくことである。

表 5 市町村の責務として求められること

2018 年 改正社会福祉法
・市町村の責務として、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨が明記されている。（第 6 条）

（筆者要約）

表 5 には、地域の力と公的な支援体制を整備することは、基礎自治体である市町村の責務であることが述べられている。前述の先行研究の中で「制度やしくみだけを高めれば、住民の活動が自治体によっ

て管理される危険性がある」とあり、制度やしくみを整備するとともに、住民の本来もつ自発的な力を高めるための基盤づくりという両者の整合性をどのように図っていくのか、市町村の体制整備の手法等の事例を積み上げていくことが必要と考える。

注

- 注1) 住民主体の原則は「地域住民の福祉の問題は、住民自身が主体となって解決に努力してこそはじめて本当の解決が可能（牧,1966:153）」としている。
- 注2) 福祉活動専門員とは、市区町村社協に設置されている職員で、民間社会福祉の推進、調査、企画、連絡・調整、広報、その他の実践活動を職務内容としている。地方自治体が設置のための予算化をするもので、1966年度からの国庫補助の後1999年度以降は地方交付税の積算根拠に「福祉活動専門員設置事業費」が計上されている（全社協,2015:7）。
- 注3) 社会福祉法が成立する以前の旧法（社会福祉事業法）では「地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない（第3条の2）」とし住民を協力者として位置づけていた。
- 注4) 厚労省の「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」において「孤立状態の解消などにも配慮することが重要である」としており経済的困窮のみに焦点化した事業でないことが明記されている。（厚労省,2015:1）
- 注5) 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスB（住民主体による支援）が該当する。このサービスBで行われる通いの場事業は1,506市町村で91,059か所で実施されている（厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査結果（概要）2017年度実施分」）。

引用文献

- ◇厚労省（2015）新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集．厚労省
- ◇牧賢一（1966）コミュニティ・オーガニゼーション概論（社会福祉協議会の理論と実際）
- ◇岡本栄一（2007）新版 社会福祉士養成講座7，地域福祉論―地域福祉の考え方の発展― 中央法規
- ◇大橋謙策（1995）地域福祉論．放送大学教育振興会
- ◇全社協（2015）福祉ビジョン2011（第2次行動方針）．全社協

参考文献

- ◇中島修（2015）生活困窮者自立支援法創設の経緯と地域福祉の課題．日本の地域福祉,27:5-7.
- ◇武川正吾（2005）地域福祉計画―ガバナンス時代の社会福祉計画―．有斐閣アルマ
- ◇上野谷加代子・斉藤弥生（2018）地域福祉の課題と現状．放送大学教育振興会

韓国の保健教師に関する現地調査報告

阿部真理子¹⁾ 上原美子²⁾ ラウ優紀子¹⁾

Field Survey Report on Korean Health Teachers

Mariko Abe¹⁾ Yoshiko Uehara²⁾ Yukiko Lau¹⁾

キーワード：韓国、保健教師、現地調査

KEYWORDS: Korea, health teachers, field survey

抄録

目的：養護教諭と同類職種の韓国の保健教師の養成及び職務の実際について現地調査を行い、養護教諭の養成や研修のあり方検討に向けた実効性のある資料を収集する。

方法：調査期間 令和元年 12 月 3 日～12 月 5 日

訪問調査先 大韓民国大邱市内、啓明大学看護大学校 城谷初等学校 新本理中学校
慶北機械工業高等学校

調査内容 施設見学及び保健教師の養成、職務の実際等に関すること

結果：保健教師の養成に関しては、国の指針により、看護大学の学生数の 10% が保健教師として養成されることで、保健教師になる難しさが日本の養護教諭の場合と全く異なっていた。子どもが保健室に来室した際には子どもの視線に合わせ、その対応は学校長の評価からも子供たちに安心感を与える役目を担っていることが把握され、日本の養護教諭と変わらないと感じた。健康教育に関して、その内容はどの学校でも喫煙防止指導と性教育に力が注がれていた。

性教育は 2001 年に国が「学校性教育活性化指針」を発表するなど、国の方針でもあった。保健教師が、その担当として年間計画書を作成、実践していた。保健教師の研修に関しては、放課後や長期休業中等に実施され、保健教師自身の関心に応じた研修会に参加できるシステムが整っていた。今回の現地調査で、保健教師養成や保健教師の職務、研修、課題等に関する実際について、保健教師養成の立場、保健教師から直接様々な説明を受けたこと、施設を見学できたことよりさらに具体的な把握ができ、貴重な資料を得ることができた。

1) 横浜創英大学 看護学部 Yokohama Soei University, Faculty of Nursing

2) 埼玉県立大学 共通教育課 Saitama Prefectural University, Center for University - Wide Education

I. はじめに

学校教育法には小学校に養護教諭に置かなければならないこと、その役割として「児童の養護をつかさどる」、中学校はそれを準用すること、高校では養護教諭を置くことができると示されている。複雑化・多様化している子どもたちの心身の健康問題・課題に対し学校保健の中核的存在としてその役割への期待が高まっている。しかしながら、日本の養護教諭養成機関は、看護系、教育系、心理系、栄養系等と学問基盤が異なるため、養護教諭としての役割やあり方が多様となっている。その実践は個々の考え方に委ねられており、経験が浅い若手養護教諭は、「何をすればよいのかわからない漠然とした不安」や重い責務を抱えながら、日々の職務にあたっている（三森,2017）。学校組織の中で一人配置が多く、新任であってもひとりで複雑で多様な子どもたちの健康問題・課題への取り組みが求められている養護教諭にとって、養成教育や現職研修の充実を図ることが喫緊の課題と考える。

この度、養護教諭の養成や研修のあり方を検討する実効性のある資料を得ることを目的に、養護教諭と同類職種であり、看護師免許を必須条件としている韓国の保健教師の養成及び職務の実態（役割や実践状況等）について現地調査を行ったので報告する。

II. 方法

1 調査内容について

- 1) 保健教師の養成に関すること
- 2) 保健教師の職務の実態、児童生徒の状況、健康課題に対する対応、研修に関すること

2 調査期間 令和1年12月3日～12月5日

3 訪問都市 大韓民国大邱市

大邱市は、韓国の3番目の規模の大都市であり、慶尚北道の行政、経済、文化の中心地の役割をしている。主要産業は、繊維、ファッション、医療、教育であり、平成21年（2009年）8月に先端医療複合団地の事業地として指定されている。

4 訪問調査先

啓明大学看護大学校
城谷初等学校
新本理中学校
慶北機械工業高等学校

5 日程及び内容

表1 韓国保健教師訪問調査日程の概要

令和元（2019）年12月3日（火）～12月5日（木）

日程	都市名等	時間	訪問先等	内容
2019/12/3 (火)	釜山市	午後	釜山金海国際空港着	着後 李教授の迎え、案内により大邱に移動
			学長室	金学長と面談
	大邱市	夕方	啓明大学看護大学校 朴慶民教授研究室	看護教育、保健教師養成等に関する説明
2019/12/4 (水)	大邱	午前	啓明大学看護大学校	啓明大学国際学術大会 式典、啓明大学学長挨拶等
			城谷初等学校	保健室訪問 小学校保健教師の職務、課題
		午後	啓明大学	啓明大学国際学術大会参加 福岡大学坂梨講師の講演視聴
			慶北機械高等学校	保健室訪問 高等学校保健教師の職務、課題
2019/12/5 (木)	大邱	午前	新本理中学校	保健室訪問 中学校保健教師の職務、課題
		午後	市内見学	啓明大学病院、市場等

6 調査協力

訪問調査に当たっては、養護教諭志望学生に対し、韓国大邱市の保健教師への訪問研修を行っている福山平成大学中村雅子教授より啓明大学李教授の紹介を受け、研修企画の段階から李教授及び啓明大学看護大学校朴教授より、現地調査の計画、調査訪問先の手配、各訪問先への案内、通訳等全面的な協力及び支援を得た。

III. 結果

1 日目 12月3日(火)

啓明大学看護大学校

17:00 啓明大学看護大学校到着

看護大学校朴教授（公衆衛生、保健教師養成）よりカリキュラム等の説明を受けた後、看護

大学校金学長と面談。翌日の啓明大学看護大学校主催第26回国際学会に招待される。

看護大学校教員の多くが米国等への留学経験があり、大学病院では看護師を年間100名は米国に派遣するなど看護職の資質向上への取り組みが積極的に行われていた。

保健教師の養成は公衆衛生学領域の朴教授が担当していた。韓国では法律（医療法）上、保健師に相



図1 啓明大学正門



図2 啓明大学看護大学校学長室にて金学長 朴教授と意見交換

当する公衆衛生を担う看護職は「看護師」であり、雇用後の上級実践看護師としての認定資格（保健専門看護師）がある。また、看護教育制度一元化の政策により、3年生の専門大学校（日本の看護短大）は4年制へと改組しているということであった。保健教師の免許取得に関しては、看護大学の学生の10%という国の規定があり、応募者の上位にある優秀な学生を選抜していた。

啓明大学看護大学校においては、4年制（昼間）8名（1学年80名）学士特別課程（夜間、次年度募集後停止）4名（1学年40名）の12名（学年）の学生が保健教師を目指して（看護130単位＋教職22単位、4年生1学期の教育実習）いるとのことであった。

2日目 12月4日（水）

啓明大学看護大学校第26回国際学会参加
城谷初等学校（小学校）・慶北機械工業高等学校への訪問調査

第26回啓明大学看護大学校国際学会では、看護研究所、金学長及び朴教授の配慮により式典、写真撮影、講演等に参加した。



図3 啓明大学看護科学研究所・看護学部主催 第26回国際学会

城谷初等学校（小学校）



図4 城谷初等学校



図5 校長室 校長先生を囲んで



図6 保健室入り口

児童数 440人 特殊級 4人

保健教師は、毎朝児童の登校時に校門に立ち、挨拶をしながら子ども達の健康状況の観察や日々優し

いケアで、子ども達から非常に信頼されているとのことであった。（校長談）また、保健教師は「児童生徒の健康管理と健康教育を行う」ことが、法により規定されているため、17時間の保健教育を担当していた。



図7 保健室内部

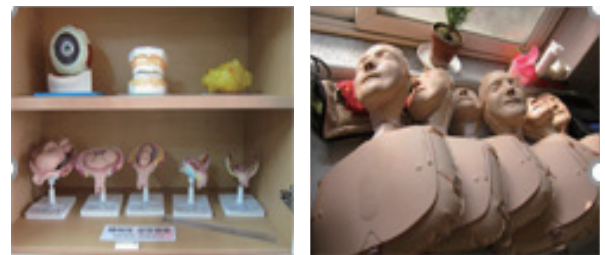


図8 保健教育教材

性教育用の胎児模型や心肺蘇生用の人形等各種教材が置かれていた。性教育に関しては、性暴力への対応も含めて性教育年間計画作成、実施等、全般にわたる業務を担当していた。喫煙防止教育、性教育には国からの予算措置があるとのことであった。

日本の保健室は、養護教諭の工夫で教室をカーテンやパーテーションで仕切って、各コーナーを作っている学校が多いが、応急処置の場所、休養室、相談室というように、使用目的ごとに機能的に整備されていた。そこに保健教師の工夫があり、温かみと清潔感を感じる室内であった。



図9 休養室

入り口を入ると左右に
女子用・男子用に分かれている

保健教師が保健教育のために教室に行く時は、担任教師が保健室で待機する等、保健室が不在にならないようにしているとのことであった。

また、学校給食に関しては、以前は日本の多くの

学校と同様に教室で配膳し、食べていたが1年生が熱いスープをこぼす等危険があったので、母親や6年生が配膳する等の試みの後、食堂での給食となった。その結果、担任等の給食指導がなくなり時間的余裕ができたとのことであった。日本の学校給食の大きな課題である食物アレルギーの対応は、各家庭に1か月分の献立表を渡し、保護者が確認するという対応を行っているなどの説明を受けた。

慶北機械工業高等学校



図10 慶北機械工業高校正面

生徒数 900 人（男子） 職員数 170 人

マイスター養成の工業高校のため、全国から生徒が入学、120 名が寮生活を行っている。同校の保健師は、博士号を有し、啓明大学で学校保健の講義も担当していた。



図11 校長先生を囲んで

生徒全員が男子のため、保健室内は家庭的な雰囲気を作る等の工夫が見られた。

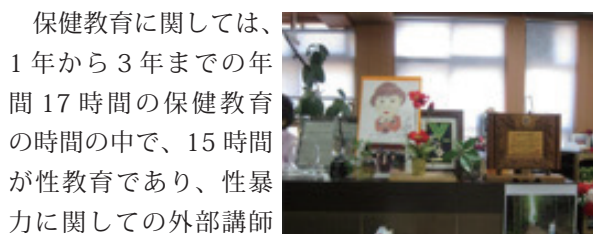


図12 保健室内部

保健教育に関しては、1 年から 3 年までの年間 17 時間の保健教育の時間の中で、15 時間が性教育であり、性暴力に関する外部講師の招聘には派遣費が公

費負担となっていた。その他の内容は、感染所予防、喫煙予防、心肺蘇生法等であった。工業高校のため、外傷等の救急処置の設備が充実していた。さらに、内服薬（市販薬）も十分備えられていたが、内服薬の扱いについては日本の保健室における対応と大きな差がみられた。



図13 応急処置台と救急薬品類（内服薬）



図14 職員カフェ

校舎内には教職員の用のカフェが作られており、セルフサービスでコーヒーやお茶が飲め、休息できる場所となっていた点が印象的であった。

3 日目 12 月 5 日（木）新本理中学校

校長、教頭、事務長が全て女性という中学校であった。韓国では女性の教師が多く（高学歴で優秀な女性が経済的安定・社会的地位を求める人気職種）、また中学校には優秀な保健教師が配置されるとのことであった。



図15 校舎前景と校長室にて 管理職はすべて女性



図16 保健室 保健教師事務コーナー
（多忙時は立って入力ができるように PC を設置）

保健室来室者への対応は、腹痛や頭痛等での来室においても、保健教師がアセスメントする中で、子ども達の本音が出てくる場合には相談的対応を行っている。問題がありととらえた事例に関しては担任との連携、保護者への対応を行っている。



図17 休養室入口
男女左右に分かれている

校内に常勤の相談教師はいるが、子ども達は保健室の方が話しやすく保健教師を頼ることが多いとのことであった。



図 18 相談室

又、性の問題など、担任との連携が難しい問題を抱えることもあるとのことであったが、子ども達が保健室に求めるものは、教育制度や文化、学校のおかれている状況が異なっているにもかかわらず、日本と同様であることが把握された。

生徒達の状況として、体育の時間が増えたことにより骨折等外傷が多くなり、救急車を呼ぶ場合もあるとのことであった。



図 19 広いグラウンド

保健教師の仕事上のストレスに関しては、教師間のコミュニケーションでなく、4年に一度の転勤ということであった。転勤に関しては、赴任先の希望は出せるが（小学校は校種を変えての移動はない）、中・高どちらかに行くことになっており、中学校は希望者が多いので成績順で決まる。それもまた、ストレスとなるとのことだった。ストレスに関しては、日本の養護教諭にとって職場内の人間関係が大きなストレスになることも多々あるため、保健教師の学校内の立ち位置、ストレス等との比較検討の必要性を感じた。

IV. おわりに

韓国大邱市の看護大学、小・中・高等学校の現地調査により、保健教師養成及び現職の保健教師や学校の実際等において、貴重な資料を得ることができた。

保健教師の養成に関しては、国の指針により、看護大学の学生数の10%が保健教師として養成されるため、養成の段階で保健教師になる難しさがある等養護教諭の場合との違いがみられた。

職務の実際には、子どもが保健室に来室した際の対応は日本の養護教諭と同様に、子ども達に安心感を与えることを大切におり、同職種であることが実感された。

保健室の状況は、各学校とも多種類の市販薬が完備され、保健教師の判断のもとで投与されていた。保健教師の資格条件として看護師免許を有することもあると思われるが、学校教育において何を重視するのか、今後さらに検討を進めていく必要があると考える。

健康教育に関しては、校種が違っても喫煙防止指

導と性教育に力が注がれ、保健室内に教材としてタバコの模型や子宮内胎児の模型が展示されていた。

性教育は2001年に国が「学校性教育活性化指針」を発表し、初等学校・中学校・高等学校の各学年に年間10時間の性教育を行うこと、学校に1名の性教育担当教師を指定することを示したことで、保健教師が、その担当として選ばれていた。年間計画の提出により、各学校での取り組みに対し予算が付くとのことであった。学習指導要領で人格形成を目指すことと示された日本の性教育と比べ、より現実的・実際的な内容が国から求められていると感じられた。

保健教師の研修に関しては、放課後や長期休業中等に実施され、保健教師自身の関心に応じた研修会に参加できるシステムが整っているとのことであった。今回の訪問調査で、保健教師養成や保健教師の職務、研修、課題等に関する実際について、保健教師養成の立場、保健教師から直接様々な説明を受けたこと、施設の見学によりさらに具体的に把握できたことなどにより、貴重な資料を得ることができた。今後は、養護教諭育成、現職研修等の方策検討に向けて、養護教諭と保健教師の共通性と相違性の多角的視点からの検討のために、相互交流の推進を図っていきたい。

謝辞

韓国保健教師に関する現地調査実施に当たっては、ご紹介の労を福山平成大学中村雅子教授に、現地調査の企画から実施に至る全般に関して多大なご協力及びご支援を啓明大学李教授及び啓明大学看護大学朴教授に賜りました。また、啓明大学看護大学校長及び城谷初等学校、新本理中学校、慶北機械工業高等学校の校長、保健教師はじめ先生方には大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

尚、本調査は、横浜創英大学学内特別研究助成金及び科学研究費助成事業（基盤研究（c）16K01766：埼玉県立大学上原美子教授）によって行われた。

引用文献

◇三森寧子（2017）初任期養護教諭が成長する経験とその要因．聖路加看護学会誌，21（1）：12-19．

参考文献

◇安部奈生，ほか（2006）学校における医薬品の常備・使用実態．北海道教育大学紀要（教育科学編），57（1）：279-294．

◇平井由佳，吉川洋子，橋本由里（2012）韓国における看護師の教育制度の変遷と現状．島根県立大

学出雲キャンパス紀要,7:71-78.

- ◇韓 水正,金 英順,野村美保子(2013) 韓国における看護教育制度. 順天堂保健看護研究,2(1): 52-60.
- ◇釜田明奈,小林央美(2017) 韓国の大学生が捉える高校生期における「保健教師との関わり」. 弘前大学教育学部紀要,118:169-177.
- ◇数見隆生(2006) 日・中・韓の子どもの健康と養護教諭(同類職種)の仕事. 学校保健研究,47:486-487.
- ◇仲川裕里(2009) 韓国における学校性教育の現状と課題. 国立民族学博物館調査報告,85:135-154.
- ◇野村志保子(2017) 韓国の看護大学における看護教育の体験. 順天堂大学保健看護研究,5:112-118
- ◇朴 旬雨(2010) 韓国青少年の危険行動・健康水準サーベイランスシステム. 学校保健研究,52:116-124.
- ◇穴戸洲美(2010) 養護教諭の職務に関する質的研究～日韓同類職種の比較から～. 帝京短期大学紀要,17:13-19.
- ◇張 信愛(2017) 韓国における相談教師制度に関する研究: 導入背景と変遷過程及び現状. 学校経営学論集,5:24-36.

令和元年度 学内特別研究費 研究課題一覧

No.	研究課題	学部	研究代表者
1	看護系養護教諭養成大学の若手養護教諭支援プログラムの構築に関する研究 －韓国保健教師との比較による支援のあり方の検討－	看護	阿部真理子
2	医療・介護関連肺炎患者の看取りの時期まで経口摂取を支援するケア	看護	鈴木恵
3	園外保育における乳幼児の環境体験に関する研究	こども教育	田中浩之
4	災害対策に関する実態と災害リスクマネジメント支援に関する研究 －米国と日本の先駆的災害対策トレーニング研修の活用の試み－	看護	岩尾侑充子
5	保護者が抱く子どもの健康と安全の明確化と医療者に対するニーズ	看護	山下麻実
6	統合実習における多重課題への学修方略 －段階的な複数患者受け持ちを取り入れて－	看護	田中彰子
7	急性期病棟における看護補助者の配置と患者アウトカム及び看護職の負担との関係性	看護	辻田幸子
8	保育実習の振り返りによる学生の学びと保育者側の効果的な指導の在り方に関する考察	こども教育	福田真奈
9	高齢者看護学実習において学生がとらえた高齢者のストレングスの検討	看護	小林貴子
10	東南アジアに在住の日本人女性への育児支援	看護	石田貞代

看護系養護教諭養成大学の若手養護教諭支援プログラムの構築に関する研究 — 韓国保健教師との比較による支援のあり方の検討 —

研究報告者 所属学部 看護学部
研究代表者名 阿部 真理子
共同研究者名 ラウ 優紀子

1. 研究の概要及び方法

研究目的：養護教諭と同職種の韓国保健教師の養成及び職務の実際についての現地調査を行い、養成や卒後を通しての支援のあり方を検討する基礎資料を得る。

方法：①養護教諭レジリエンス調査（平成 30 年実施）自由記述を KJ 法により若手養護教諭の課題を把握する。

②韓国の保健教師養成看護大学、現職保健教師の養成、及び職務の実際について現地調査を行う。

結果：①については、若手養護教諭の自由記述から「自分の思い、考えを伝える」「人間関係作り」「一人職種ゆえの孤独感」「一人前扱いされない」等々が見出された。②の現地調査は、令和元年 12 月 3 日～12 月 5 日に韓国大邱市にある啓明大学看護大学校及び大学病院、大邱市内小・中・高等学校を訪問し、施設の見学及び保健師養成及び保健教師の実際についての聞き取りを行った。

期間 令和元年 12 月 3 日～12 月 5 日

同行者（研究協力者 埼玉県立大学上原美子教授）

訪問先 韓国大邱市 啓明大学看護大学校及び大学病院

初等学校 新本理中学校 慶北機械工業高等学校

啓明大学李教授、啓明大学看護大学校朴教授から、訪問先の手配、案内、通訳等の援助を受け、①保健教師の職務の実際 ②保健教師養成に関しての調査を行った。各訪問先では校長、副校長、事務長に学校及び教育について、保健教師には保健室内部の見学及び説明、児童生徒の現状、児童生徒対応、保健教師組織と研修等について詳しく聞くことができた。保健教師の研修に関しては放課後や長期休業中等に実施され、関心に応じた研修会に参加できるシステムが整っているとのことであった。保健教師の資格が付与される条件等に関しては国の指針により、看護大学の学生数の 10%、希望者の 1 学年次成績上位者を選抜し、保健教師として養成している。保健教師になることが難しい状況が把握された。

2. 研究結果の公表（研究発表・著書・論文等）

① KJ 法による若手養護教諭のメンタルヘルス課題の把握に関しては、本年度中に日本学校メンタルヘルス学会の研究大会での発表及び論文投稿による公表予定。

②韓国保健教師に関する現地調査に関しては、本学研究論集への投稿による公表

医療・介護関連肺炎患者の看取りの時期まで経口摂取を支援するケア

研究報告者 所属学部 看護学部
研究代表者名 鈴木 恵
共同研究者名 山下 麻実

1. 研究の概要及び方法

「医療・介護関連肺炎（nursing and healthcare-associated pneumonia：NHCAP）」の終末期は、急性増悪の予測が難しく、本人の意思や QOL が置き去りになる状況が存在する。2017 年の NHCAP 診療ガイドライン改定では、疾患末期や老衰状態の場合には、強力な肺炎治療ではなく緩和医療を優先する選択肢が提示された。そこで本研究では、NHCAP 患者の看取り期の実態とケア要素を明らかにし、今後の支援に向けた示唆を得る事を目的とした。

研究方法は、最期まで口から食べる事を希望した NHCAP 患者を看取った家族及び関わった医療介護職者を対象とし半構造化面接を行い質的帰納的に分析した。尚、本研究は所属機関の研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。

2. 研究結果の公表（研究発表・著書・論文等）

- ・第 40 回日本看護科学学会学術集会で発表した（2020.12）。
- ・今後、看護系学会誌に論文を投稿予定である。

園外保育における乳幼児の環境体験に関する研究

研究報告者 所属学部 こども教育学部

研究代表者名 田中 浩之

共同研究者名 江島 絵理子

1. 研究の概要及び方法

乳幼児期では、その成長・発達を促進させるため、活動を室内遊びから園庭へ、さらには園外活動へと広げ、再び室内遊びへとつなげていくことが重要である。園外での豊かな自然や様々な人との触れ合いは、子どもの感受性を刺激したり、自然や社会への認識を深めたりする。

教育は、入念な準備と大胆な実践・実行力によって支えられる。また、そうした教育プログラムは、指導者集団の中における目的意識の共有、協働体験、共感場面の存在によっても、教育効果を高める。その様な教育実践への「構え」、「活動デザイン」あるいは「指導者研修」が、子どもを飛躍させる契機となる。

研究方法として、

- (1) お泊り保育が安全且つ日常保育、家庭生活で体験できない活動を進めるための「実践プログラム」「活動デザイン」が構成されているか検討する。
- (2) お泊り保育における子どもの主体性、社会性の成長に関わる「環境デザイン」を行っているか検討する。
- (3) お泊り保育における子どもの行動がどのように変容するか観察・調査する。
- (4) お泊り保育を実施しての教師の「指導力・援助力」についての「自己評価」を面接法で行う。

2. 研究結果の公表（研究発表・著書・論文等）

- ・日本環境委教育学会第30回年次大会にて発表
- ・日本教材学会第31回研究発表大会にて発表
- ・「保育を学ぶシリーズ3 保育内容『環境』」大学図書出版 2020.4.1
- ・「実践事例で学ぶ10の姿と生活科」大学図書出版 2020.4.1

災害対策に関する実態と災害リスクマネジメント支援に関する研究 ー米国と日本の先駆的災害対策トレーニング研修の活用を試みー

研究報告者 所属学部 看護学部
研究代表者名 岩尾 侑充子
共同研究者名 田中 彰子

1. 研究の概要及び方法

日本では、首都直下地震や南海トラフの巨大地震が予測され、頻発する自然災害から人命を守り、被害を軽減する防災は重要な課題である（東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター／生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター災害対策トレーニングセンター：以下災害対策トレーニングセンターとする、2018）。しかし、少子高齢化による人口減少や財政的問題により、公助の拡充は困難であり、自助と共助による災害対策を担える人材育成とその人材が地域社会で配置されていることが求められている。災害対策の様々な訓練が行われているが、実際の災害発生では、住民が混乱し、十分に対応できていないのが実情である。災害対策プログラムの先駆的なアメリカ、イタリアでは自治体の行政職員をリーダーとして、国民の災害対応能力を高め対応している。日本では、「災害対策トレーニングセンター」(Disaster Management Training Center：DMTC，東京大学)が最近、設立されたところである（災害対策トレーニングセンター，2018）。そこで、本研究の準備段階として、DMTCにおける災害教育プログラム研修に参加し、ライセンスを取得し、国内の災害対策の基礎知識、基本動作等の実践力について学び、米国で標準化され、全州で実施されている災害対策トレーニング研修をハワイ大学で視察し、有益な情報を得ることができた。今後は、本学や地域における防災対策の実態を把握し、効果的な災害リスクマネジメントの支援を具体的に明らかにすることを目的とし、本研究を遂行する予定である。

2. 研究結果の公表（研究発表・著書・論文等）

今後、研究倫理等の手続きにより研究実施、発表予定である。

引用文献

◇東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター／生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター災害対策トレーニングセンター（2018）. 設立趣旨 . <http://tdmtc.tokyo/vision/>

保護者が抱く子どもの健康と安全の明確化と医療者に対するニーズ

研究報告者 所属学部 看護学部
研究代表者名 山下 麻実
共同研究者名 永田 智子

1. 研究の概要及び方法

本研究の目的は、保育所や幼稚園で勤務する保育者がこどもの安全や健康を守るために医療者へのニーズを明らかにすることである。

研究の趣旨に同意を得られた保育士・幼稚園教諭を対象に自由記述およびインタビューをおこない、得られたデータから、Text Mining Studio Ver6.2 を使用してニーズ分析を行った。

その結果、単語頻出分析で最も多く出現した単語は「教える＋したい」であり、次いで「知識」「保育者」と続いた。また「教える＋したい」には「病気」「けが」や「適切」「処置」と係り受け関係があることが明らかになった。

保育士・幼稚園教諭が就業継続を困難と考える理由の1位に「責任の重さ」や「事故への不安」が挙げられている現状がある。今回の結果に挙げられたニーズは、こどもの安全や健康を守るだけでなく、保育士や幼稚園教諭が安心して就業が継続できることにつながることも推察される。こどもの健康で安全な育ちを支援し、保育士・幼稚園教諭が安心して就業継続できるよう専門職連携を強化する必要があることが示唆された。

2. 研究結果の公表（研究発表・著書・論文等）

2020.12 第40回日本看護科学学会学術集会にて本研究の一部を発表した。

統合実習における多重課題への学修方略 —段階的な複数患者受け持ちを取り入れて—

研究報告者 所属学部 看護学部
研究代表者名 田中 彰子
共同研究者名 辻田 幸子

1. 研究の概要及び方法

本学の統合実習展開の特徴は、2人の学生がペアとなり、初日（受持ち患者のケア）、2日目（ペア学生の受持ち患者のケア）、3日目（自らの受持ち患者とペア学生の受持ち患者を同時に受け持つ）と段階的に進める複数患者受け持ち方法にある。【目的】統合実習において学生が段階的に複数患者を受け持つ経験から獲得している学びの様相を明らかにする。【方法】同意の得られたA大学看護学部の4年生85人の統合実習の「複数受け持ち時の3日間の実習記録」から、テキストマイニングの手法により、単語頻度解析と係り受け分析、学ぶ」という言葉の共起分析を行った。株式会社N T T数理システムのText Mining Studio Ver.6.2を使用した。【結果】単語頻度解析の結果、「時間」の頻度は、複数受け持ち1日目12位から3日目4位に変化した。また、上位20位の単語で、3日目に「優先順位」「計画」「変更」の単語の出現があった。共起分析で「学ぶ」に共起する単語の種類は、1日目10、2日目16、3日目32と増加した。「学ぶ」に共起した単語は、2日目「事前」、3日目「組み立てる」「見極める」「メンバーシップ」「協力」であった。係り受け分析では、複数患者受け持ち2日目に、「情報」と「共有」、「臨機応変」と「行動計画」、「優先順位」と「考える」の関係を認めた。3日目は、「優先順位」と「考える」「つける」の関係を認めた。【考察】単語頻度解析から、複数患者受け持ちの1日目から3日目になるにしたがって、学生は「時間」を意識し、「優先順位」、「計画」、「変更」など複数患者ケアの経験量が増加していた。また「学ぶ」は「組み立てる」「見極める」「メンバーシップ」「協力」と共起しており、計画性や判断力、チームワークの学習効果を認めた。係り受け分析からは、情報共有や臨機応変、優先順位など、複数患者を受け持つ際の心づもりを行い、段階的に学んでいる様相が推察された。【結論】多重課題を意識した統合実習において、段階的に患者を受け持つ学習方略は、複数患者ケアの準備性を形成し、効果的に学習経験を増加させていることが示唆された。

2. 研究結果の公表（研究発表・著書・論文等）

日本看護科学学会第39回学術集会発表

テーマ「統合実習における多重課題への学修方略

—段階的な複数患者受け持ちの実習方法を取り入れて—

○ 辻田幸子 田中彰子 金子直美 橋本真由美 澤田和美

急性期病棟における看護補助者の配置と患者アウトカム及び 看護職の負担との関係性

研究報告者 所属学部 看護学部
研究代表者名 辻田 幸子

1. 研究の概要及び方法

本研究の目的は、看護補助者の配置と患者アウトカムとの関連を明らかにすることである。急性期病棟での看護補助者の配置が診療報酬で評価されて続けているが、配置が患者へのアウトカムに影響しているかは、明らかにされていない。急性期病棟での看護補助者の配置が患者アウトカムへの影響を明らかにすることは、看護補助者の活用推進へと寄与する。

研究方法は、急性期病棟の看護補助者の配置と患者アウトカムとされている項目を変数とし、記述的相関デザインで行う。看護補助者の配置は、人員数だけではなく、ケアワーカーとしての資格の有無、配置方法を変数とする。データ収集は、急性期看護補助体制加算を申請している関東圏の病院を対象に、自記式質問紙法で行う。質問紙は、文献検討と質的研究で得た結果をもとに作成する。また独立変数と従属変数となる項目も文献検討から検討する。

データ分析方法は、質問紙作成時に主成分分析、および信頼性はクロンバッハ α 係数を算出し確認する。看護補助者の配置と患者アウトカムとは、ピアソンの相関係数を算出し、関連を明らかにする。

2. 研究結果の公表（研究発表・著書・論文等）

2020年度現在も研究は継続しており、研究で行った文献検討を日本赤十字看護学会に投稿準備中である。

保育実習の振り返りによる学生の学びと 保育者側の効果的な指導の在り方に関する考察

研究報告者 所属学部 こども教育学部
研究代表者名 福田 真奈
共同研究者名 長谷川 直子
相賀 頌子

1. 研究の概要及び方法

(1) 振り返りシートの活用による保育実習の現状の把握

保育実習事後指導において学生の振り返りのために「振り返りシート」を作成した。振り返りシートから、学生の実習や学びの現状を把握し、今後の課題を明らかにした(福田ら, 2020)。日誌の作成には保育園と保育園が両方の場所で作成していることも36%程度見られたが、保育園外の自宅で日誌を作成していることが62%として一番多かった。日誌作成に学生は、毎日平均2時間かけて作成しており、学生にとって日誌作成は困難を感じているため、作成時間の長い学生は、4時間11名(20.8%)・4時間以上 4人(7.5%)いた。

実習記録の作成が学生にとって大きな課題である。記録することのみにとらわれないように、日誌を書く意味を明らかにし、実習における学びの中で日誌が大きな助けとなるものとして位置づけた指導が必要となる。実習における学びが日誌には含蓄している。今後も学びの源として日誌を振り返り、日誌を通した指導が必要となる。

(2) 実習自己評価尺度の因子分析

実習自己評価の要因を測定するために20項目3要因(意欲・態度、知識・技術、日誌・記録)を測定する質問紙を作成し、保育実習を履修し因子分析を行った因子の抽出には最尤法、回転方法にはプロマックス法を用いた。その結果、適合度が得られたため($\chi^2(117) = 132.89, p = .15$)、3因子が妥当であると判断した。

第1因子には、子どもへ理解を含めた、子どもへの対応に関する9項目が十分な因子負荷量を示した。「子どもへの対応」因子と名付けた。第2因子は、実習への意欲、積極性、態度を測定する6項目がまとまり、「実習態度」因子と名付けた。最後に、第3因子は保育所の機能や実習における改善点など4項目がまとまり、「保育に対する理解」因子と定義した。また各因子のアルファ係数も十分高く、信頼性も確認された。

(3) 学生による実習目標とその達成度

本研究において、学生が立てた目標に対する達成度は5段階で5と4で全体の66%をしめており、学生自身が達成可能な目標設定を行っていることを示唆している。

次に、学生が立てた目標を内容に基づき、5つのカテゴリーに分類することができた。ミニマムスタンダード Ver2(2018)に実習課題として参考にされている5つの分類とほぼ同じ内容の分類となった。①保育所の機能として、「保育園の役割について具体的に理解する。」「保育園の一日の流れを知る。」などがあげられた。②子どもについてとして「子どもの発達の段階を理解する。」「子どもに積極的に関わり、子ども一人ひとりを理解するよう努める。」などがあげられた。③保育士の仕事役割についてとして「保育者の役割分担やチームワークについて理解する。」「保護者への接し方を学ぶ。」などがあげられた。④保育内容・方法として「発達段階にあった遊びの内容と指導法の工夫について学ぶ。」「子どもの個人差について理解し、対応方法を習得する。」などがあげられた。⑤保育の実践として「自ら指導計画を立案し、実際に実践する。」「子どもの性格や個人差に応じた声かけや援助を試みる。」などがあげられた。

保育の実践については 30% と目標設定では一番多い。対象学生は保育実習Ⅱを行った学生であり、就職を見据えての目標設定であったのではと考える。また、表 1 でも示されたように②「子どもについて」④「保育の内容・方法」⑤「保育の実践」の項目のパーセントが高く、これらの項目が目標設定する上での重要なポイントと学生の認識があることが示唆された。

2. 研究結果の公表（研究発表・著書・論文等）

福田真奈・長谷川直子・相賀 頌子 2020 振り返りシートの活用による保育実習の現状 保育者養成実践論集第 3 号 pp.48-53

福田真奈 2020 保育実習Ⅰ A における指導内容と学生の学び 保育者養成実践論集第 3 号 pp.6-10

長谷川直子 2020 保育実習における実習生の学びについての考察 保育者養成実践論集第 3 号 pp.54-59

長谷川直子 2020 保育実習Ⅱ 事前事後指導報告 保育者養成実践論集第 3 号 pp.11-13

高齢者看護学実習において学生がとらえた高齢者のストレングスの検討

研究報告者	所属学部	看護学部
	研究代表者名	小林 貴子
	共同研究者名	佐野 望
		橋本 恵子
		精野 ゆう子

1. 研究の概要及び方法

目的：本研究は、高齢者看護学実習Ⅱにおいて、看護学生が高齢者のストレングス（強み）をどのように捉えているかを明らかにすることを目的としている。

方法：本研究への承諾が得られた 58 名の看護学生の実習記録をもとに受け持ち患者のストレングスについて、個人のストレングスとしての「願望」「能力」「自信」を環境ストレングスとして「資源」「社会関係」「機会」に関する記述部分を抽出した。さらに、それぞれの類似性と相違性を検討し、カテゴリ化を試みる。

本研究は、横浜創英大学研究審査委員会の承認を得て実施した。

2. 研究結果の公表（研究発表・著書・論文等）

本研究の結果は、横浜創英大学研究論集に投稿予定である。

東南アジアに在住の日本人女性への育児支援

研究報告者 所属学部 看護学部
研究代表者名 石田 貞代
共同研究者名 山口 智美

1. 研究の概要及び方法

東南アジアの中でも日本人コミュニティが存在し母親同士のピアグループが活動しているインドネシアを調査研究の対象国に選定した。インドネシアの人口は世界第4位の約2.6億人で世界最大のイスラム人口国であるが、多数の島からなり、地域により人種・宗教・文化が異なる。日本企業が多数進出し、家族で駐在する者も多いという特徴をもつ。この国において乳幼児を養育中の女性を対象にインタビューを実施し、質的統合法を用いて分析した。

対象者の特性により現地生活や育児とその支援への思いに違いがみられた。今回は、滞在3・4年めの日本人駐在員の妻を対象として分析を行った。分析の信頼性と妥当性を確保するために、質的統合法の開発に携わり、長年看護研究指導も手掛けている専門家から複数回に渡りスーパーバイズを受けた。研究対象者ごとに個別分析を実施し、単位化ラベルを作成した。そして類似性に着目してグループ化したものを元ラベルとした。その後、全体分析を実施し、最終ラベルの内容間の論理的関係を見出す作業を行ってそれらの構造を図式化した。「特有の生活事情への懸念」「医療への不安感とその対応の変化」「子育て支援への期待感」などの6つの構造からなることが明らかとなった。

2. 研究結果の公表（研究発表・著書・論文等）

この分析をまとめたものを国内および国際学会で発表予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大によりいずれの学会の開催も中止となった。

現在、医学系の雑誌への投稿を行い、査読審査中である。

横浜創英大学研究論集規程

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜創英大学（以下「本学」という。）が編集・発行する横浜創英大学研究論集（以下「研究論集」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究論集は、本学の専任教員および本学での研究に興味・関心を持つ者の研究成果を和文又は英文で発表することを目的とする。

(編集の担当)

第3条 研究論集の編集は、図書・研究委員会（以下「委員会」という。）が担当することとし、委員会は編集責任者を選任する。

2 委員会は、研究論集の編集の実務を行うために、委員会の下に編集会議を置く。

3 編集会議に関し必要な事項は、別に定める。

(発行責任者)

第4条 研究論集の発行責任者は、学長とする。

(投稿資格)

第5条 研究論集への投稿資格者は、次のとおりとする。

- (1) 本学専任教員
- (2) 本学非常勤講師
- (3) 本学大学院に在学する者及び修了者
- (4) (1) の共同研究者及びその他委員会が適切と認めた者

(発行)

第6条 研究論集の発行は、年1回とし、発行日は3月末日までとする。

(投稿)

第7条 研究論集への投稿は随時とする。

2 当該年度の研究論集に掲載を希望する投稿者は、9月末日までに研究論集投稿申込書に必要な事項を記入の上、編集責任者に申し込み、10月末日までに原稿を編集責任者に提出するものとする。

3 この規程に定めるもののほか、研究論集の投稿に関し必要な事項は別に定める。

(論文種別)

第8条 研究論集に掲載する論文の種別は、以下のとおりとする。

総 説：特定のテーマについて多面的に知見を集め、文献等をレビューし、総合的に学問的状況を考察したもの

原著論文：独創性に富み、新しい知見が論理的に示されており、学問的に意義が明らかなもの

研究報告：原著論文には及ばないが、研究結果としての意義が大きく、発表価値が認められるもの

資 料：研究報告には及ばないが、有用な調査データ、事例報告、実践報告を含み、学術研究の観点から記録に留める価値があるもの

そ の 他：速報性、新規性、アイディアなどに重点を置いた研究ノート、本学ならびに学部が主催した学術集会記録など編集会議が適当と認めたもの

(原稿分量)

第9条 原稿分量は、論文題目・著者名等、図表、抄録、英文抄録(原著論文のみ)も含め、刷り上がりで以下の頁数以内とする。

総 説 12 頁 (21,200 字) 以内

原著論文 12 頁 (21,200 字) 以内

研究報告 8 頁 (14,100 字) 以内

資 料 6 頁 (10,600 字) 以内

そ の 他 6 頁 (10,600 字) 以内

仕上がり 1 頁の文字数は、1764 字 (42 行×21 字×2 段) とする。

和文抄録の分量は 700 字以内、英文抄録は 350 語以内とする。

(査読)

第10条 委員会は、投稿論文について査読を行い、掲載の採否の判定、論文種別への適合性を判断する。

また、修正が必要と判断される場合には、投稿者に修正を求めることができる。

2 査読は、原著論文については、学内査読者 2 名、学外査読者 1 名、その他の論文種別においては、学内査読者 3 名をもって行う。

3 種別〔その他〕については、編集会議で査読を行う。

(著作権)

第11条 研究論集に記載した著作物の著作権は、本学に帰属する。また、掲載論文は本学ホームページ上に公開する。

(その他)

第12条 研究論集の編集・発行に関する事務は、図書館事務担当職員がこれを行う。

2 この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

2 本規程に「横浜創英大学」とあるのは、「横浜創英大学及び横浜創英短期大学」と読み替える。

3 横浜創英大学紀要規程は廃止する。

4 第7条2の規程にかかわらず、平成 24 年度研究論集に掲載を希望する場合は、以下の期限内に投稿することとする(投稿申込み：12月末日まで、原稿送付：1月末日まで)。

附 則

第9条の改訂は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 24 年 9 月 26 日施行の附則第2項は、平成 27 年 10 月 30 日に削除する。

附 則

第5条、第8条、第9条、第10条の改訂は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

横浜創英大学研究論集投稿要領

横浜創英大学研究論集規程第7条第3項の規定に基づき、研究論集投稿要領を次のとおり定める。

1. 研究倫理について

研究における倫理的責任の観点から、横浜創英大学研究論集の投稿論文のうち「人にかかわる」研究では、以下により研究倫理についての十分な配慮が確認されている必要がある。

「横浜創英大学研究倫理審査会の承認、または、他の研究機関・学会等の研究倫理審査会の承認を得ていること」

2. 投稿から掲載・刊行まで

(1) 投稿申し込みは研究論集編集会議(以下「編集会議」)に随時申し込む。

当該年度掲載希望の場合は、9月末日までとする。

(2) 査読・審査は掲載可否の決定を行う。

(3) 初校は投稿者によって行う。

(4) 2校目の校正は、編集会議で行う。

(5) 横浜創英大学ホームページに掲載(PDFファイル)する。

(6) 研究論集を刊行する。

3. 論文の種別

論文の種別は、総説、原著論文、研究報告、資料、その他とし、本学の発展と研究の推進に寄与するもので、かつ他誌に既発表及び発表予定のないものに限る。

総説：特定のテーマについて多面的に知見を集め、文献等をレビューし、総合的に学問的状況を考察したもの

原著論文：独創性に富み、新しい知見が論理的に示されており、学問的に意義が明らかなもの

研究報告：原著論文には及ばないが、研究結果としての意義が大きく、発表価値が認められるもの

資料：研究報告には及ばないが、有用な調査データ、事例報告、実践報告を含み、学術研究の観点から記録に留める価値があるもの

その他：速報性、新規性、アイディアなどに重点を置いた研究ノート、本学ならびに学部が主催した学術集会記録など編集会議が適当と認めたもの

4. 論文の分量

論文の分量は、論文題目・著者名等、図表、抄録、英文抄録も含め、刷り上がりで以下の頁数以内とする(1頁は、1,764字)。

総説 12頁(21,200字)以内

原著論文 12頁(21,200字)以内

研究報告 8頁(14,100字)以内

資料 6頁(10,600字)以内

その他 6頁(10,600字)以内

5. 論文の記述

論文の記述は、原則として次の順序とする(様式3参照)。

(1) 1ページ目に、次の内容を記載する。

- 申請論文種別 (総説、原著論文、研究報告、資料、その他のいずれか)、表題、著者名、英文表題、英文著者名、キーワード、英文キーワード (原著論文では必須)、和文抄録、ABSTRACT (英文、原著論文では必須)、著者の所属 (和文、英文)
- (2) 2 ページ目以降に、本文を記載する。

6. キーワード

キーワードは、和文、英文ともに、3 語以上 5 語以内とする。

7. 抄録 (和文)・ABSTRACT (英文)

- (1) 抄録の分量、ならびに、使用文字の大きさは以下のとおりとする。

和文 全ての論文種別に必須 700 字以内、10P

英文 (ABSTRACT) 原著論文では必須 350 語以内、10P

- (2) 抄録は、和文、英文ともに、以下の見出しをつけて記述することを原則とする。

目的 (Objective)、方法 (Methods)、結果 (Results)、結論 (Conclusion)

8. 本文

本文の形式は、A 4 版、10.5P、ワード使用、和文の場合は、2 段組、1 行 21 字、1 頁 42 行とする。英文の場合も、1 頁 42 行とする。

見出し、ならびに記載順序は、原則として以下の通りとする (小見出しは任意)

- I はじめに
- II 目的
- III 方法
- IV 結果
- V 考察
- VI 結論
- 文献

9. 文献

- (1) 本文中の記載

文献引用は、論文に直接関係のあるものに留め、本文中では引用部位に、著者の姓、発行年 < 西暦 > を、[(著者の姓, 発行年)、あるいは、著者の姓 (発行年)] の形式で付記し、本文最後に一括して以下の書式で記載する。

- ① 本文中で文献の一部を直接引用するときは、引用した語句または文章を、和文の場合には「」, 英文の場合には "" でくくる。

- [例] ◇ 岸ほか (1998) によれば、「・・・」
◇ 「パンとバラの時代のスポーツ」(長洲,1998) という標語は….
◇ "interpretive cultural research" (Harris,1998) の視点….

- ② 著者が 3 名以内の場合、和文の場合には中黒 (・) を用いてつなぐ。英文では、著者が 2 名の場合は "and" でつなぎ、3 名の場合は、最初の 2 名は "," を用いてつなぎ、最後を "and" でつなぐ。

- [例] ◇ 渋谷・山下 (1987) によれば、「・・・」
◇ 「・・・」(竹下・原宿,1998) という結論は….
◇ "....." (Hall,Park and Harris,1998) という考え方には….

- ③ 著者が 4 名以上の場合、筆頭著者の姓の後に、和文の場合には「ほか」、英文の場合には "et al." を用い略記する。

- [例] ◇ 「・・・」(井頭ほか,1998) という結論は….
◇ "....." (Harris et al.,1998) の視点は….

- ④ 複数の文献が連続する場合はセミコロン (;) でつなぐ。

[例] ◇身体活動のG減少は心疾患危険因子を増加させるという報告
(Paffenbarger et al.,1978;Morris et al.,1980)

(2) 文献リストの記載

文献リストには、以下の形式で著者のアルファベット順に記載する (各文献の最後には ".<ピリオド>" をつける)。

① 編著者名・発行年・表題

著者名は、3名までの場合は、"(カンマ)" で区切って記載する (和文はフルネーム、英文は姓のみフルスペル、その他はイニシャルのみ)。4名以上の場合は、筆頭著者の姓の後に、「,ほか」[et al.] を用い、略記する。

表題は、フルタイトルを記載する。

発行年は西暦で記載し、同一著者、同発行年の複数の文献を引用した場合は年号の後に a,b,c, … をつける (1999a,1999b)。

② 雑誌の場合

<著者名 (発行年) 表題 . 雑誌名 , 巻数 (号数) : <コロン> 頁一頁 . >

[例] ◇立石憲彦 (1990) 微小血管における赤血球からの酸素の放出速度の測定
—装置の開発とラット腸間膜での測定— . 日本生理学雑誌 ,52 : 23-35.

◇Sloniger, M.A., Cureton, K.J. and Evans,E.M.(1998) Anaerobic
capacity and muscle activation during horizontal and uphill
running.J.Appl.Physiol.,83(1) : 262-269.

③ 単行本の場合

<編著者名 (発行年) 書名 . 発行所>

[例] ◇1. 子安増生・白井利明編 (2011) 時間と人間 . 新曜社.

◇2.Spencer,C.and Blades,M.(2006) Children and thier Environment.
Cambridge University Press.

④ 単行本の一部を引用した場合

<著者名 (発行年) 表題 . 編者名 , 書名 . 発行所 , 頁一頁 . >

(欧文の場合、編著者名の前に、"In:" をつける)

[例] ◇新島龍美, 日常性の快樂 . 市川浩ほか編 (1990) 技術と遊び . 岩波書店 ,355-426.

◇Moony,J.,The Cherokee ball play.In:Harris,J.C.and Park,R.J.(Eds.)(1983)
Play-games and sports in cultural contexts.Human Kinetics.
Champaign,259-282.

⑤ 翻訳書の場合

原著者の姓をカタカナ表記し、その後ろにコロン (:) をつけて訳者の姓名を記入。

共訳の場合は中黒で、訳者が4人以上の場合は「ほか訳」と省略して筆頭訳者だけ記入する。

原著の書誌データは執筆者が必要と判断した場合に最後に <> 内に付記する。

[例] ◇ブルーム : 菅野盾樹ほか訳 (1988) アメリカン・マインドの終焉 . みすず書
房 .<Bloom,A.(1987) The closing of the American mind.Simon & Schuster.>

10. 図表

200 mm× 140 mmを最大とする。

- ・図表それぞれに、番号とタイトルを付ける。

(表の場合は上部、図の場合は下部)

[例] (図 1 加齢による代謝量の変化)、(表 2 職種と就業動機ならびに就業開始年齢)

- ・本文中に挿入箇所を明記する。

(図表を本文に貼り付けて直接指定してもよい)

11. 用字、用語

用字、用語は、原則として常用漢字ひらがなを使用する。学術用語は、一般化されているものを用いる。

12. 単位・記号

単位は、国際単位系を使用し、m、cm、ml、dl、g、kg などとする。数字は、算用数字小文字 1,2,3,・・・を用いる。

13. 英文のネイティブチェックについて

英文原稿(本文、抄録とも)は、著者の責任でネイティブチェックを済ませた上で投稿する。

14. 研究論集関係文書・フォーマット

研究論集に関わる以下の文書は、サイボウズの「ファイル管理」－「図書研究委員会」からダウンロードできる。

- ・横浜創英大学研究論集規程
- ・横浜創英大学研究論集投稿要領
- ・投稿申し込み票フォーマット(様式1)
- ・原稿送付票フォーマット(様式2)
- ・原稿送付用フォーマットファイル(様式3)

15. 投稿申し込み

「横浜創英大学研究論集投稿申し込み票」(様式1)(プリントアウトおよび電子ファイル)を、研究論集編集会議(以下「編集会議」)に提出する。

投稿申し込みの方法は、次のいずれかによる。

- (1) 編集会議に直接提出
- (2) 編集会議に郵送
- (3) E-MAIL(ronsyu@soei.ac.jp: この場合は、プリントアウトの送付は不要) ファイル名は、"ファーストオースーフルネーム A.xlsx"
例:「創英花子 A.xlsx」

16. 投稿(原稿等の送付)

投稿にあたっては、以下(1)～(3)を編集会議宛にメールにて送付する。

- (1) 原稿送付票(様式2)
フォーマットに従って作成する。
ファイル名は、「ファーストオースーフルネーム S.docx」とする。例:「創英花子 S.docx」
- (2) 原稿(様式3)
原稿送付用フォーマットに準じて作成する。
ファイル名は、「ファーストオースーフルネーム .docx」とする。例:「創英花子 .docx」
- (3) 図表 ファイル形式は、原則として次に限る。
(jpg, jpeg, gif, bmp, png, pdf, ppt, pptx, doc, docx, xls,xlsx) 図表ごとに、1つのファイルとする。
ファイル名は、「ファーストオースーフルネーム図 X.(拡張子)」
「ファーストオースーフルネーム表 X.(拡張子)」例:「創英花子図 1.jpg」、「創英花子表 1.xlsx」
図表を本文に貼り付けた場合でも、原図、原表とそのファイルを添付する。

17. 査読・審査

投稿された論文については、査読者 3 名による査読を行い、査読結果をもとに掲載の可否について編集会議で審査する。原著論文の査読では、査読者 3 名のうち 1 名を学外者とする。種別〔その他〕については、編集会議で査読を行う。

(1) 初回の査読

査読者は、査読結果を、以下の基準により編集会議に報告する。

- A 掲載可：無条件に掲載可。
- B 条件付き掲載可：修正意見にもとづく論文の修正を求める。
- C 論文種別変更により掲載可：論文種別変更は、原則として、原著論文→研究報告、原著論文→資料、研究報告→資料のいずれかとする。
- D 掲載不可

(2) 初回査読の修正意見にもとづく論文の修正

「B 条件付き掲載可」とされた査読結果については、編集会議から投稿者に修正意見を通知するとともに、期限をつけて論文の修正を求める。

「B」以外の初回査読結果は、編集会議の審査においてそのまま使用する。

(3) 第 2 回目の査読

期限内に送付された修正論文については、修正意見を提示した査読者に第 2 回目の査読を依頼し、以下の基準による査読結果の報告を求める。

- A 掲載可：無条件に掲載可。
- C 論文種別変更により掲載可：原著論文→研究報告、原著論文→資料、または、研究報告→資料として掲載可。
- D 掲載不可

期限内に修正論文が提出されない場合には、当該査読者の査読結果を「D 掲載不可」として取り扱う。

(4) 審査

編集会議は、査読結果にもとづき、以下の基準により掲載の可否に関わる審査を行う。

- A が 2 名以上 申請した論文種別で掲載可とする。
- D が 2 名以上 掲載不可とする。
- C が 2 名以上 論文種別変更による掲載可とし、投稿者がこれを承認した場合は論文種別変更の上掲載する。
- A , C , D 同上

18. 校正

① 初校は投稿者によって行う。

投稿者は、初校ゲラを点検し、期日までにゲラ（修正が必要な場合には修正済みゲラ）を編集会議に返送する。

（修正にあたっては、組版面積に影響を与えるような改変や組み換えは認めない）

② 2 回目の校正は、編集会議で行う。

19. 横浜創英大学ホームページ上での公開について

編集会議で掲載可となった論文は、横浜創英大学ホームページ上に全文公開する。

横浜創英大学研究論集への投稿があった時点で、編集会議は、投稿者が、投稿論文の公開について同意したこととして処理を進める。

20. この要領の改廃は、運営会議の議を経て学長がこれを行う。

以上のほか、質問などがある場合には、編集会議に連絡すること。

編集会議アドレス ronsyu@soei.ac.jp

附 則

1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 横浜創英大学研究論集投稿要領 (平成 24 年 9 月 26 日改訂版) 及び横浜創英大学研究論集投稿の手引きは廃止する。

附 則

1. 及び 16. の改正は平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1.、2. 及び様式 1 の改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

3.、4.、5.、17. 及び様式 1、2 の改正は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

令和2年度 図書・研究委員会 編集会議委員名簿

委員長	田中 浩之	(こども教育学部教授／図書館長)
委員	上條 優子	(看護学部教授)
委員	石田 貞代	(看護学部教授)
委員	山本 佳代子	(看護学部教授)
委員	鈴木 恵	(看護学部准教授)
委員	小野 智明	(こども教育学部教授)
委員	木下 圭	(こども教育学部准教授)
事務局	本山 馨	(事務局次長兼学生支援課長)
事務局	宮坂 弥生	(学生支援課)

横 浜 創 英 大 学 研 究 論 集

第8巻

令和3年3月31日

編 集 図書・研究委員会

発行者 学長 北村公一

発行所 横浜創英大学
横浜市緑区三保町1番地
電話 045-922-5641
FAX 045-922-5642

印刷所 日本アспектコア株式会社
東京都千代田区九段北四丁目1番3号
日本ビルディング九段別館6階
